

## 第6章

# サブサハラ・アフリカからフランスへの 女性の移動と滞在資格

——家族統合／非正規滞在／FGMを理由とする庇護申請を中心に——

園部 裕子

### はじめに

2005年以降、アフリカ大陸上のスペインの飛び地セウタやメリーリャへと国境を越える移民<sup>1)</sup>の姿や、2006年以降のセネガルからカナリア諸島へ、さらには地中海を越える「難民船」の到来が繰り返し報道されている<sup>2)</sup>。今後はさらにアフリカ大陸からの移民・難民がヨーロッパへ「大移動」し、人口の25%がサブサハラ・アフリカ出身者になるとの「予測」も提起され、論争を巻き起こしている (Smith 2018)<sup>3)</sup>。

フランスの移民と海外県出身者についての大規模調査「経歴と出自調査」(Enquête trajectoires et origines: TeO) によると、サブサハラ・アフリカからの

- 
- 1) 本章では、国籍国から自ら国境を越えて別の国に移り住んでいる人のことを移民または移住者とする。
  - 2) 2000年代のカナリア諸島、セウタ・メリーリャをめざす越境については、Carling (2007) と園部 (2009)、スペイン側の受入政策については小井土 (2017) を参照。
  - 3) もっともフランスの人口統計学者やアフリカ側の政治リーダーらは、サブサハラ・アフリカ出身の移民・難民の移動先は国内やアフリカ大陸内が大半であり、ヨーロッパにおける人口予測も、より少ないとして反論している (Lessault et Beauchemin 2009b; Kauffmann 2015; Blin 2018; Héran 2018)。

入国者の80%が1984年以降に入国している (Beauchemin, Lhommeau et Simon 2016)。戦後の歴史的な移動は、サブサハラ・アフリカからの男性の移住労働と家族統合が主流であった。ところがサブサハラ・アフリカでは冷戦後、独裁政権に代わる新たな覇権をめぐる政治的抗争が生じ、各地で国家体制の崩壊や内戦がもたらされた結果、1990年代に多くの難民や国内避難民が発生した (宮脇 2017)。そのため当該地域からヨーロッパへの移住はそれ以前と比べると増加し、上記のように船による越境もみられるなど、その移動は様相を変えつつある (園部 2009)。1980年代以降はサブサハラ・アフリカ出身女性による庇護申請者が増加し (Noiriel 1991)、単身者も増加するなど、女性の移動形態も多様化している。

本章では、サブサハラ・アフリカのフランス語圏諸国からフランスへの女性の移動の流れを概観しつつ、移民規制の排除と受け入れをめぐる議論のなかでその滞在資格と地位がどのように移り変わったのか、家族統合、非正規滞在、FGMを理由とする庇護申請を中心に明らかにする。サブサハラ・アフリカ出身女性は、1990年代には一夫多妻婚を理由に滞在資格が制限された。ところが、2000年代には「ジェンダーにもとづく暴力」(gender-based violence: GBV)の被害者を「社会的集団」と見なす難民の解釈の確立により、「女性性器切除」(female genital mutilation: FGM)<sup>4)</sup>から逃れる少女や女性が難民認定を受けられるようになる。このようにサブサハラ・アフリカ出身女性は、出身社会の慣習のため、ときには「セキュリティ」(sécurité)の観点から排除の対象となり、ときには「人道」(humanité)の観点から保護の対象とされるなど、現代フランスの移民・難民をめぐる言説に浸透する「共感と抑圧」(compassion et repression) (Fassin 2010)のはざまにおかれてきた。

---

4) FGMは女性器の一部を切除する伝統的習慣で成人儀礼の一環とされてきた。UNICEFの推計では2013年時点でアフリカを中心に29カ国で実施され、世界で1億2500万人の女性と少女がこれを受けている (UNICEF 2013; 園部 2017)。近年では儀礼的な意味の形骸化とともに切除を受ける子の低年齢化が問題となり、2012年12月には国連総会で「FGM廃絶のための世界的な活動の強化」決議が採択されるなど、廃絶の気運が高まっている。

FGMを理由とする難民申請はまた、女性の身体をめぐる庇護の「親密化」を意味する (Fassin 2013)。難民認定プロセスにおいて、かつては被った迫害を証明する真正の証拠とされた申請者の証言は、「偽の難民」が増加したとされる今日、もっぱら疑いの的になっている (Fassin 2010)。その結果、拷問や病気の医師による証明書の方が信頼性を獲得し、迫害の痕跡を残す身体が、まさに「触知できる／明白な」(tangible) 証拠として扱われている (Fassin 2010)。以下でみるように、「ヨーロッパ共通難民レジーム」(Le régime d'asile européen commun: RAEC) においては、FGMを理由とする難民認定にも医師の証明書が求められるようになってきている。「権力の痕跡が刻まれる場としての身体が、真実を語る」(Fassin 2010) ののである。

それでも難民認定は、FGMを女性に対する迫害として承認するものであり、サブサハラ・アフリカ出身の女性たちは、到達先における不安定な地位を解消する可能性をそこに見出した。以下でみるように、FGMを逃れる少女や女性の「社会的集団」としての承認には、移住女性や支援団体の働きかけがあった。ここでは出身社会における女性の地位もふまえて、移民規制／人道の論理から、移民の家族、非正規滞在者、また難民として、女性たちの滞在資格と地位がどのように規定されてきたのかを明らかにする。

以下、第1節では、サブサハラ・アフリカのフランス語圏諸国からフランスへの移住を概観する。19世紀後半から移民を受け入れ、戦後も移住労働者の動員が進んだフランスには、つねに一定数の非正規滞在者が存在した。1970年代以降、移民制限論の高まりとともに非正規滞在者に焦点が当てられ、同時に定住が進んだサブサハラ・アフリカ出身者、とくに女性の地位は、一夫多妻婚などの慣習のために不安定になる。

第2節では女性の流入に注目する。1980年代までの家族統合による入国はおもにサヘル地域<sup>5)</sup>の農村出身者で、定住が進み、底辺労働に就労してい

5) 本章ではサブサハラ・アフリカのなかでも、セネガル、マリなどをサヘル (Sahel) 地域、またギニア湾岸や中央アフリカ地域をサヘル以南アフリカとして区別する。サヘルはセネガルからスーダンにいたる西アフリカの帯状地帯で、サハラ砂漠と熱帯雨林地域のあいだに位置する (『ブリタニカ国際大百科事典』参照)。

る。1990年代以降はギニア湾岸や中央アフリカ諸国からの流入が増加するなど、女性の移動も多様化している。

以上の議論をふまえ第3節では、2000年代以降のFGMを理由とする庇護申請に注目する。「欧州連合」(European Union: EU)におけるその最大の受入先フランスでは、ほかの加盟国に比べ移民・難民をめぐる法にジェンダーが十分に考慮されていないとの批判もあり(Assemblée nationale 2014)、「EU共通難民レジーム」に則ってGBVが難民認定の基準となる。出身社会の慣習からの女性の「保護」を謳う言説を背景に、移民女性と、FGM廃絶をめざす市民団体が、FGMにもとづく庇護申請と難民認定をめぐる地位交渉に貢献したことも、本章の調査から明らかになった。以上から、フランスのサブサハラ・アフリカ出身女性の受入・送出社会における地位と滞在資格の変化について検討する。

## 第1節 サブサハラ・アフリカからフランスへの 移動とその要因

### 1-1 サブサハラ・アフリカからの労働力移動と定住(～1980年代)

サブサハラ・アフリカからヨーロッパへの移住は、先行するマグレブ諸国からの移住と比較して新しい流れである。その移動と定住の実態を明らかにする試みとして、2005年からの「サブサハラ・アフリカ／ヨーロッパ間の移住についての調査」(The Migrations between Africa and Europe Project: MAFE Project)(Beauchemin 2015)がある。MAFE Projectは、アフリカ・ヨーロッパ間の移住を、帰還者を含めた双方向的でトランスナショナルな動きとして

---

6) フランスの国立人口統計研究所(Institut d'études démographiques: INED)の主導による調査で、対象となったのは「移住システム1」としてセネガルとフランス、スペイン、イタリア間、「システム2」としてコンゴ民主共和国とベルギー、イギリス間、「システム3」としてガーナとイギリス、オランダ間の移住である(プロジェクトのホームページ, <https://mafeproject.site.ined.fr/en/>)。筆者はINEDから認証を受け研究者用データベースを入手した。

位置づけた大規模調査である<sup>6)</sup>。アフリカ，ヨーロッパとも3カ国ずつのデータにかぎられるものの，両地域をめぐる移住動向について，女性を含めた多方面から分析が加えられている。以下ではMAFE Project 関連論文も参照しつつ，サブサハラ・アフリカからの移住を概観する。

フランスは19世紀後半の人口停滞期から移住者の受入国となってきた。第一次世界大戦後，植民地の北アフリカ，さらに西アフリカから，国家による組織的な外国人労働力の「輸入」が開始される (Larbiou 2008)。そのほかにも現地エリートの留学が続き，両大戦には「セネガル歩兵」(tirailleurs sénégalais) として多数の兵が最前線に送られた (小川 2015)。1960年代の脱植民地化とともに，独立を果たしたアフリカの新国家との協定にもとづいて自由移動が認められ<sup>7)</sup>，1964年以降に労働者としての移住が増加する。1960年代までは，非正規滞在者の存在は，出生率増加政策よりも「安上がりな」労働力増加手段と政府からも見なされ，放任されていた (Sammut 1976)。

1970年代に状況は一転する。石油危機による高度成長の終焉と失業率増加のため，1972年，政府は通称「マルスラン・フォンタネ」(Marcellin-Fontanet) 各通達<sup>8)</sup>により就労と住居を滞在許可の条件と定め，労働者の流入のコントロールを開始した (GISTI 2002)。滞在資格の制定は，条件に漏れて非正規滞在に留まる「却下されたサンバピエ」(sans papiers déboutés)<sup>9)</sup>を生み出し，世論の批判を受けた政府は翌1973年6月13日，通称「ゴルス」(Gorse) 通達により，非正規滞在者の正規化(アムネ스티)を発表する (Sammut 1976)<sup>10)</sup>。

7) これらの協定は1974年に廃止され，1990年代に新協定が結ばれた (CERC-Association 1999)。

8) Circulaire n°72.40 du 24 janvier 1972 du ministre de l'intérieur et n°1.72 du ministre du travail, de l'emploi et de la population du 23 février 1972 concernant les conditions d'établissement en France des travailleurs étrangers. これらの通達に対して初めて非正規滞在者の運動が起こり，法的支援を行う市民団体GISTIが発足した。

9) 「サンバピエ」(sans papiers) は「滞在許可証なし」を意味する造語で，辞書にも掲載され広く用いられている。

10) 同年6月時点で1年以上労働していた人が「人道的な観点から」，しかし「ケースバイケースで」正規化された。

1974年の移民受入の完全停止と帰国促進政策を経て、1981年の政権交代でフランスは外国人の定住と権利の承認に舵を切り、同時に非正規滞在者の一斉正規化が行われて13万人が滞在許可証を手にした (Rodier 1998)。1984年には第2世代を中心とする権利運動の成果として、雇用と滞在の地位を一本化した10年間有効の滞在許可証が制定される。当時パリ市内に住み、夫婦で正規化されたマリ出身女性は、読み書きのできない多数のサブサハラ・アフリカ出身家族のため、市民団体でボランティアとして書類作成を手伝ったと語っている (園部 2014)。他方で以下のように、続く政権は非正規・超過滞在者の強制退去と、国内に留まる人々の正規化措置をしばしば行い、外国人の滞在をコントロールしていく。

サブサハラ・アフリカからの移住は1968年以降に増加する。1960年代から1980年代にかけてフランスに最も多く入国したのは、セネガル、マリ、モーリタニア国境沿いのセネガル川流域に居住するソニンケ (Soninké) 人やトゥクルール (Toucouleur) 人<sup>11)</sup> である (Timéra 1996)。この地域では植民地期、ダカル・ニジェール間鉄道建設に住民が動員された歴史があり、戦後はルノーなどフランスの自動車産業による多数の労働者の雇用につながった (Robin 1996)。サヘルと呼ばれるこの半乾燥地帯では、1970年代前半や1980年代前半に厳しい干ばつが起こるなど不安定な気候が続いた (Ballo 2009)。そのため、かつては国内や周辺国都市部への一時的出稼ぎで賄われていた現金収入への依存が増し、移民からの送金が村落社会に欠かせない基盤となった (Timéra 1996; Ballo 2009)。フランスではサヘル移民の大半がパリ首都圏の工業地帯で働き、おもに単身労働者向けの寮「フォワイエ」(Foyer) に居住していた。彼らは親族ネットワークを頼りに移住を続け、村落組織をまるごと移住先で再構築して、家族を呼び寄せるようになる (Timéra 1996)。

過去30年間に入国したサブサハラ・アフリカ出身者の半数以上 (56.3%)

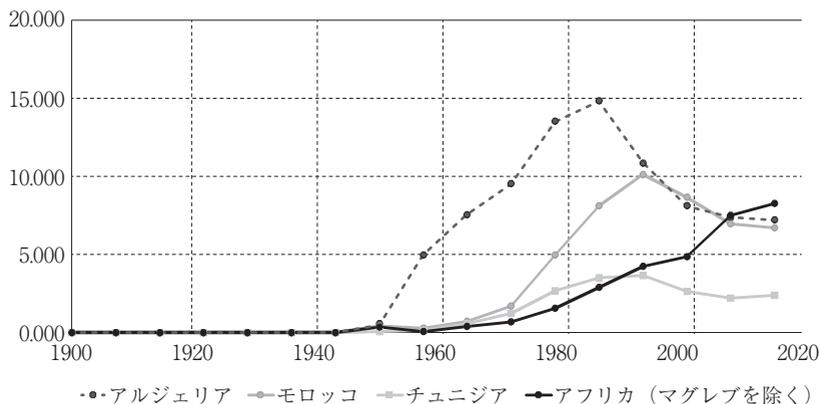
11) サヘルのトゥクルール人、自称ハルプラール (Halpulaaren) 人は、プール語を話す諸民族の総体を指す (Ba 1992)。

がパリ首都圏に居住しており (Brutel 2016), マリ人ではその割合は87%に上る (Gonin et Kotlok 2012)。サブサハラ・アフリカ出身者のなかでも移住時期の早かったサヘル出身者は, 現在では高齢化しつつある (Robin 1996)。筆者の調査でも, 1970年代から1980年代にかけて入国したパイオニア女性は2000年代半ばには退職を迎えつつあり, 老後の生活設計に腐心する人もいた。

### 1-2 サブサハラ・アフリカ出身移民と非正規滞在 (1990年代~2000年代)

アフリカ大陸からの移民のうち, 先行するマグレブ諸国からの流入は2000年以前に減少に転じた<sup>12)</sup>。それに対してサブサハラ・アフリカからの流入は1960年代から増加が続き, 1990年代以降に急増した結果, 2007年以降はマグレブからの流入を上回っている (図6-1)。2015年時点で, フランスの移住者人口に占めるサブサハラ・アフリカ出身者の割合は16%に達し, マグレブ諸国と合わせたアフリカ出身者が41%となり, ヨーロッパ出身者の39%を上回

図6-1 フランス人口に占めるアフリカからの移住者の割合 (%)



(出所) Brutel (2016).

(注) INSEE人口統計による。

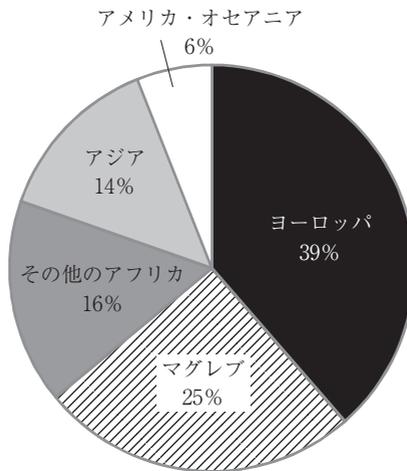
12) 流入減少に転じたのはアルジェリア移民が1982年, モロッコ, チュニジア移民が1990年である。

るようになった（図6-2）。

サブサハラ・アフリカ出身者の流入増と同時に、フランスの移民をめぐる言説は、滞在条件の厳格化と非正規滞在者に焦点が当てられるようになる。当時、数のうえでは少数派であったにもかかわらず、サブサハラ・アフリカ出身者が「贖罪の羊」として扱われるようになる（Timéra 1997）。

たとえば1993年には「移民ゼロ」を主張する右派政府が誕生し、ソニンケ人などサヘル移民に多い一夫多妻婚の慣習が、外国人の滞在についての法<sup>13)</sup>により制限される（Ferré 2001）。この1993年8月24日の通称「パスクワⅡ法」（Loi Pasqua Ⅱ）<sup>14)</sup>は、一夫多妻婚を営む外国人とその配偶者には滞在許可証を付与せず、すでに交付された滞在許可証も自動的に更新されなくな

図6-2 国籍別の外国人割合（2015年フランス）



（出所） INSEE “Répartition des étrangers par groupe de nationalités en 2015” をもとに筆者作成。

13) 外国人の滞在を規定するのは「1945年11月2日のオルドナンス」（Ordonnance n° 45-2658 du 2 novembre 1945 relative aux conditions d'entrée et de séjour des étrangers en France）で、以後の法改正はこのオルドナンスの修正として行われている。

るとした<sup>15)</sup>。またそれ以前に可能だった、非正規でも長期間（15年）の在住による滞在正規化措置<sup>16)</sup>も廃止された。一夫多妻婚については続く1997年の通称「ドブレ法」(Loi Debré), 1998年の通称「シュベヌマン法」(Loi Chevènement)<sup>17)</sup>も同じ方針を採用した。以後、すでに定住していても許可証更新時に一夫多妻婚が発覚して期限が短縮されるなど、サヘル出身女性の地位は不安定化する。

非正規滞在者に焦点が当てられるようになった1990年代を象徴したのが、首都パリで起こったホームレス支援団体による空き家占拠運動である。とりわけ1996年のサン・ベルナル教会占拠運動では、サンパピエのサブサハラ・アフリカ出身家族が滞在正規化<sup>18)</sup>と公営住宅への入居<sup>19)</sup>を求めた。武装した機動隊が乳飲み子を背負った女性や泣き叫ぶ子らを教会から排除する

14) フランスの法律は通称として担当大臣の名で呼ばれる。外国人の滞在についての法律は内務大臣が担当し、当時の大臣はC・バスクワである。Loi n° 93-1027 du 24 août 1993 relative à la maîtrise de l'immigration et aux conditions d'entrée, d'accueil et de séjour des étrangers en France (<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT00000530357&categorieLien=id>, 2019年1月27日アクセス)。

15) 「バスクワⅡ法」以前は、国務院 (Conseil d'État) による1980年7月「Montcho判決」が、一夫多妻婚の実践そのものは公共の秩序を乱さずヨーロッパ人権条約により家庭生活を送る権利が認められるとして、一夫多妻婚を暗に認め、2番目に入国する妻にも滞在許可証を付与していた (CNCDDH 2006)。

16) 15年の滞在をもって滞在を正規化する措置は「1945年11月2日のオールドナンス」に始まる。

17) 通称ドブレ法はLoi no 97-396 du 24 avril 1997 portant diverses dispositions relatives à l'immigration, NOR: INTX9600124L, 通称シュベヌマン法はLoi no 98-349 du 11 mai 1998 relative à l'entrée et au séjour des étrangers en France et au droit d'asile (1), NOR: INTX9700112Lである。

18) この占拠運動の参加者は、滞在正規化を求める根拠として、祖先が両大戦でフランス軍に動員された歴史から、その「血の税」の代償として、子孫にはフランスに居住する権利があると主張した (Cissé 1999)。このように祖先の記憶を受け継ぎ、子孫はフランスで当然に権利を主張できるという意見は、筆者の調査中にもサヘル出身者のあいだで繰り返し語られた。

19) 住宅事情の厳しいパリ市では、ホームレスに占めるアフリカ出身者の割合が高い。パリ市でホームレスの一時宿泊所への保護活動を行う救急機関「サミュソシアル」が2006年に保護した7671人の96%が外国籍者で、うち75%が「マダレブとブラック・アフリカ出身者」であった (Atelier Parisien d'Urbanisme 2007)。

光景は、メディアで大きく報じられて社会の強い関心を呼び、この運動を象徴した（稲葉 2001）。

非正規滞在者数についての正確な統計は存在しないが、滞在正規化の数は把握されている（Lessault et Beauchemin 2009b）。1996年の教会占拠運動を受け、1997～1998年に左派政権が長期の在住による正規化措置を復活させ、非正規滞在者の一斉正規化を行った<sup>20)</sup>。同期間に発効された滞在許可証18万5000件の41%が一斉正規化数に相当し、そのうちサブサハラ・アフリカ出身者の割合は40%、約3万人に上った<sup>21)</sup>。その後も後述のように長期在住による正規化措置の廃止まで、1999～2006年の「場当たりのな」正規化により計95万人が滞在許可証を取得している（Lessault et Beauchemin 2009b）。これにより正規化された人の数を国籍別でみると、サブサハラ・アフリカのどの国も上位3位までには入らないが、全体数に占める割合ではサブサハラ・アフリカ出身者が31%（約28万5000人）に上った。非正規滞在から正規化される人が多い理由は、アフリカ各国の出身者は、入国ビザ拒否率の高さ、滞在許可証取得の難しさや庇護申請却下率の高さなどが示すように、正規の滞在資格を得るのがほかの地域出身者よりも難しいからである。また非正規滞在であっても入国が非合法であるとはかぎらず、ほとんどの人が合法的に入国し、短期滞在や最初の許可証の失効後に超過滞在に陥っている（Lessault et Beauchemin 2009b）。

以上のように、1990年代のサブサハラ・アフリカ出身者の流入増加と同時

20) 移民に対して強硬であった右派政権に代わり1997年6月に誕生した社会党ジョスバン政権は、教会占拠運動の参加者を中心に、「シュベスマン通達」により7年間の在住を条件とする非正規滞在者の一斉正規化を行った（Circulaire du 24 juin 1997 relative au réexamen de la situation de certaines catégories d'étrangers en situation irrégulière, Parue au Journal Officiel du 26/06/97, 9819 - 9822）。その背景には移民支援団体や労働組合など、多方面からの支援と働きかけがあった（Rodier 1998）。正規化の条件とされる在住期間は、翌年成立した「シュベスマン法」により10年とされた（Lacroix 2001）。

21) 滞在許可証の取得や更新に義務付けられる健康診断の受診者数の統計から、一斉正規化対象者の人数を割り出している（Lessault et Beauchemin 2009a）。

に、移民の制限をめざす政権による法改正が続いた。そのためサブサハラ・アフリカ出身者は厳しい滞在条件に直面し、非正規滞在に陥らざるを得なかったといえる。それでも2000年代初めまでは単発的な正規化措置や、長期在住者の正規化などの救済措置により、8年間で28万人以上のサブサハラ・アフリカ出身者が正規化されていたことがわかる。

### 1-3 送出側の社会事情と移動の増加要因

送出側の事情をみると、経済、社会、環境などの要因が、出国者の増加に複合的に関連している。1980年代からはアフリカ内部で多数の政変や紛争が発生したこと、1990年代以降にサブサハラ・アフリカで絶対的貧困の拡大と人口増加が同時に起こり、若年層の移住を促進したことなどがプッシュ要因となった (Lahlou 2006)。同時に、1992～2000年までの国連安全保障理事会による通商禁止令により、アラブ諸国の支援を受けられなくなったりビアが「パン・アフリカ主義」政策をとり、サブサハラ・アフリカからの労働者を受け入れるようになったことが、ヨーロッパをめざす移民のサハラ越えルートが組織化される契機になった (de Haas 2008; 2010)。

1990年代にはサブサハラ・アフリカで紛争が多発した<sup>22)</sup> ことも、移住が活発になった原因である。とりわけ主要な移民受入国であったコートジボワールにおける1999年の内戦勃発と経済破綻は、北アフリカへの移住をさらに増加させる要因になった (de Haas 2010)。またコンゴ民主共和国からヨーロッパへの移住は、独立後の1960年代にはエリート層の留学が中心であったが、1980年代からは政治的・経済的理由が増加し、1990年代にはコートジボワール、コンゴ民主共和国とともに庇護申請者<sup>23)</sup>が増加している (Flahaux, Beauchemin et Schoumaker 2010)。

22) 1997年のザイール (現コンゴ民主共和国) におけるモブツ政権崩壊、1991～2001年のシエラレオネ内戦、1989～1996年および1999～2003年のリベリア内戦など。

23) 1997～1998年にかけてのフランスの一斉正規化措置においても、コンゴ民主共和国出身者の48%は庇護申請が却下された人であったとされる (Thierry 2000; 2001)。

さらにサブサハラ・アフリカでは、環境や経済・社会的背景も移住を促す要因となっている。カナリア諸島やジブラルタル海峡に到着したサブサハラ・アフリカ出身者のうち、過去5年間に紛争のあった国の出身者は12～24%に過ぎなかった（Carling 2007）。経済・社会的背景の最たるプッシュ要因は、貧困である。たとえばマリでは、1990年代後半から年率3%前後の人口増が続いており<sup>24)</sup>、同時期に貧困削減政策が行われていたにもかかわらず（Gonin et Kotlok 2012）、2016年の人間開発指数は世界182カ国のうち175位に留まっている（Le Programme des Nations Unies pour le Développement 2016）。とりわけ2000年代前半には主要一次産品である綿花の価格が大幅に下落し<sup>25)</sup>、農村部で絶対的貧困層の割合が増加するなど経済状況が悪化した。そのため2004年からの3年間で失業率が45%から73%へと大幅に増加し、影響を大きく受けた若年層が移住を選択して農村部から流出している（Ballo 2009）。2009年の総人口1450万人のうち、約400万人が国外に、そのうち50万人がヨーロッパに居住していると見積もられている（Gonin et Kotlok 2012）。

このような送出国側の社会変動とともに、近年では、サブサハラ・アフリカからフランスへの移住者の出身地や社会的特性も多様化しつつある。マリからフランスへの移住は、サヘル出身者が中心でほぼ変化がないと考えられるものの、セネガルからフランスへの入国者は、サヘルに代わり、1990年代以降は大西洋沿岸地域に住む多数派のウォロフ（Wolof）人<sup>26)</sup>が大半になっ

24) マリの人口は1990年の847万人から2017年には1854万人へと約1000万人増加した。また、都市人口増加率は1990年3.7%、2000年5.3%、2010年5.4%、2017年には4.9%である（[https://databank.worldbank.org/data/views/reports/reportwidget.aspx?Report\\_Name=CountryProfile&Id=b450fd57&tbar=y&ddd=y&inf=n&zm=n&country=MLI](https://databank.worldbank.org/data/views/reports/reportwidget.aspx?Report_Name=CountryProfile&Id=b450fd57&tbar=y&ddd=y&inf=n&zm=n&country=MLI), 2019年1月26日アクセス）。

25) 綿花価格は1995～2001年にかけて半減し、2009年にかけて低い水準が続いた（<https://www.macrotrends.net/2533/cotton-prices-historical-chart-data>, 2019年1月26日アクセス）。

26) セネガル川流域出身のソニンケ、トゥクルール人はティジャン（Tijani）教団、ウォロフ人はムリッド（Mouride）教団と、同じイスラームでも異なる宗派に所属している。ウォロフ人の多くはスペイン、イタリア、フランスの観光地などで土産物を販売している。居住地域は植民地時代からの落花生栽培地で、かつてはセネガル川流域からの季節労働先であった（Robin 1996）。

ている (Robin 1996)。またセネガルからアフリカ外への移住先も、イタリアやスペインなど南欧、あるいは北米へと多様化している (Lessault et Flahaux 2013)。さらにサヘル出身者が男性労働者とその家族であったのに対して、ウォロフ人はほとんどが単身男性である (Robin 1996)。

送出国における社会階層の点からも、サブサハラ・アフリカ出身者は多様化している。TeO 調査によると、フランスに滞在する移住者の、送出国における親の職業は、サヘル地域出身者では農業の割合が移民全体と比べて最も高い (22%対9%) のに対して<sup>27)</sup>、サヘル「以南」アフリカ出身者では4分の1が支配階層<sup>28)</sup>と、移民全体 (15%) と比べても高い。つまり紛争地域から先進国への移住においては、社会的・経済的に優位な地位にある人々が、留学手段や、紛争を逃れて出国する機会に恵まれているといえる (Beauchemin, Lhommeau et Simon 2016)。

以上のように、サブサハラ・アフリカのフランス語圏諸国からの移住は、かつてはサヘル地域の男性労働者が単身で入国し、つぎに家族を呼び寄せる流れが主流であった。それに対して1990年代以降は、受け入れ側の規制に加え、送出国の政治変動、経済停滞や環境などさまざまな要因により、移住者の社会的背景や移住の方法が多様化していることがわかる。

---

27) ただし送出国域では全体的に農業従事者が人口の大半を占めることを考えると、どの出身グループをみても農業出身者が22%を超えないことは、移住の起点と到着点で選別が働いていると推測される (Beauchemin, Lhommeau et Simon 2016)。

28) TeO 調査では親の職業を支配階層、中間職、農業、職人・商業、熟練労働者、非熟練労働者の6カテゴリーに分類している。INSEEによるフランスの「職業および社会経済的カテゴリー一覧表」(Nomenclatures des professions et catégories socioprofessionnelles) では、「支配階層・上層知的職業」(Catégorie socioprofessionnelle agrégée 3: Cadres et professions intellectuelles supérieures) は、高等教育レベルの文理科学者、芸術やメディア関係の芸術・舞台関係者、行政・企業経営管理職、エンジニアや企業の技術系管理職からなる。

## 第2節 サブサハラ・アフリカ出身女性の移動

### 2-1 家族統合による入国

TeO調査によると、フランスのサブサハラ・アフリカ出身移民に占める女性の割合は1970年代から増加し続けている（INED-INSEE 2008）。表 6-1 ①は出身地域および入国年による移民の分布、表 6-1 ②はそのうち女性の数を示し、表 6-1 ③は表 6-1 ①と表 6-1 ②から、出身地域・入国時期別の女性の割合を示したものである。これによると、1966～1974年に入国したサブサハラ・アフリカ出身者全体における女性の割合は25%だったが、1975～1983年では47%、1984～1997年では53%と、1980年代半ばから1990年代にかけて女性が半数以上を占めるようになっていく。また1998～2008年では59%と、多数の女性が入国するようになった結果、サブサハラ・アフリカ出身者全体においても55%と半数を超えている。表 6-1 ③をグラフ化した図 6-3 をみると、全期間を通じて女性の割合が増加し続けたのはサブサハラ・アフリカ出身者のみで、1998～2008年には女性の割合が最も高い出身地域になったことがわかる。

歴史的には、経済危機とともに単身男性労働者数は減少し、家族統合による女性の入国が増加する傾向がある（Beauchemin, Borrel et Régnard 2013）。戦後フランスの家族統合制度は幾度かの変遷を経た。最初の規定は「1945年12月のデクレ（décret）」で<sup>29)</sup>、人口減少を補うため、外国人による家族統合が奨励された（Cohen 2014）。労働者の大規模な流入は1974年の新規受入停止までであったが、家族統合による流入はそれ以降も続く<sup>30)</sup>。

29) その後1976年4月29日のデクレにより、呼び寄せる家族成員数に応じた面積の住居や収入など、家族統合の条件が定められた。

30) 家族統合による流入は、1974年の受入停止以前に入国した第1世代の妻や子の入国はすでに終了し、以後はフランス生まれの第2世代（国籍はフランスまたは外国籍）が呼び寄せる配偶者などの入国が続き、増加傾向にある（1998年5万6000人に対して2002年8万4000人）。また移民数の統計には、1年以上の滞在資格をもつ留学生も含

表6-1 成人のあいだにフランス本土に入国した18~60歳の移民全体 (2008年)

① 出身地域および入国年による移民の分布 (人)

出身地域	1966-1974	1975-1983	1984-1997	1998-2008	合計
マグレブ	82,236	131,825	192,582	318,096	724,739
サブサハラ・アフリカ	9,109	32,176	93,427	141,988	276,700
南欧	65,526	40,870	71,125	57,890	235,410
その他	42,835	159,292	344,991	480,852	1,027,970
合計	199,706	364,162	702,126	998,826	2,264,819

(注) 加重数 (effectifs pondérés) であり実数ではない。③の注を参照。

② 出身地域および入国年による移民の分布 (女性のみ) (人)

出身地域	1966-1974	1975-1983	1984-1997	1998-2008	合計
マグレブ	19,314	79,997	110,079	153,439	362,829
サブサハラ・アフリカ	2,320	15,218	49,349	84,247	151,134
南欧	33,133	28,053	33,664	27,433	122,282
その他	22,319	81,638	203,207	278,995	586,159
合計	77,086	204,905	396,299	544,114	1,222,405

(注) 加重数であり、実数ではない。③の注を参照。

③ 2008年の移民人口における、出身地域および入国年別の女性の割合 (%)

出身地域	1966-1974	1975-1983	1984-1997	1998-2008	合計
マグレブ	23	61	57	48	50
サブサハラ・アフリカ	25	47	53	59	55
南欧	51	69	47	47	52
その他	52	51	59	58	57
合計	39	56	56	54	54

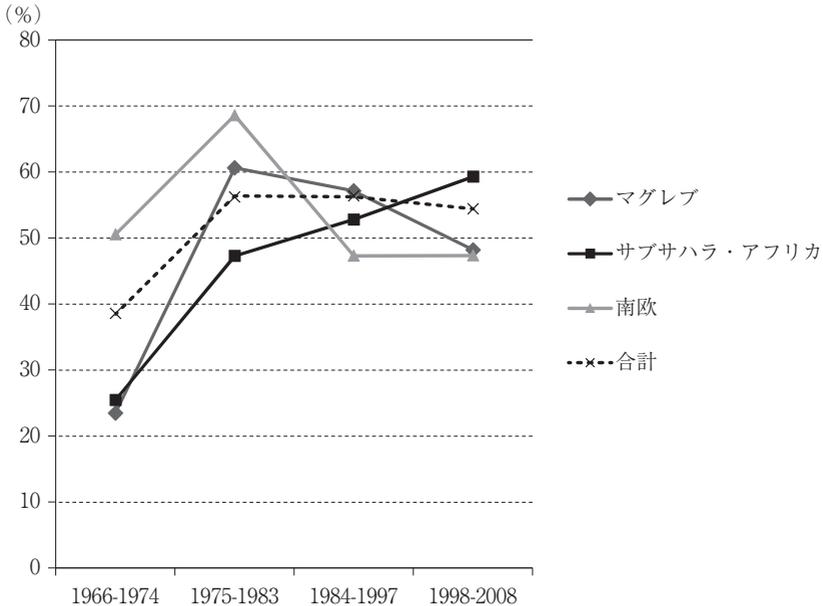
(出所) INED-INSEE “Enquête Trajectoires et Origines” をもとに筆者作成。

(注) TeO調査は2007年の人口統計で対象となったフランス本土在住者から、移民および海外県出身者とそれぞれの子孫の各集団について代表的標本を抽出し、対象者のうち連絡のとれた約2万1800人と行われた対面での聞き取りをデータとしている。そのため各表に示された人数は実数ではない。

まれ、1998年以降、増加傾向にある (1999年の3万7000人に対して2002年は5万5000人で全入国数の27%)。Thierry (2004) を参照。

しかしながら、家族の入国は無制限に受け入れられてきたわけではない。保守系大統領下の「1977年11月10日デクレ」<sup>31)</sup>は、入国後に就業しない場合を除いて3年にわたり家族統合を停止した<sup>32)</sup>。先述のように1980年代には移民排斥を唱える極右政党の躍進もあり、続く左派政権も1983年以降、移民の社会統合と非正規滞在者の取り締まり強化を方針とした。1984年には家族統

図6-3 2008年の移民人口における、出身地域および入国年別の女性の割合



(出所) INED-INSEE “Enquête Trajectoires et Origines” をもとに筆者作成。

(注) 成人のあいだにフランス本土に入国した18～60歳の移民全体 (2008年)。

31) Décret n°77-1239 du 10 novembre 1977 suspendant provisoirement l'application des dispositions du n°76-383 du 29 avril 1976 relatif aux conditions d'entrée et de séjour en France des membres des familles des étrangers autorisés à résider en France (<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=LEGITEXT000006062584&dateTexte=19781207>, 2019年1月26日アクセス)。

32) このデクレは移民支援市民団体や労働組合などからの激しい反発を受け、翌1978年12月の国務院判決も家族統合を移住者の基本的な権利のひとつとして認めたため、廃止された。

合も制限され、フランス在住者は家族として滞在資格を得られなくなり、いったん帰国して家族統合を申請しなければならなくなった (Cohen 2014, Lesselier 2003)。

このように一定の条件下で家族統合が進んだ結果、1975～1983年までの新規入国者総計に占める女性の割合は61%に急増した (Beauchemin, Borrel et Régnard 2013)。この割合は1998年以降は48%と均衡化しており、家族資格による女性の多くが1975～1983年に入国していたと考えられる。労働者の流入がマグレブ集団などと比べて後発のサブサハラ・アフリカ出身者では、家族統合による女性の入国は1980年代以降に増加する (Gosselin et al. 2016)。

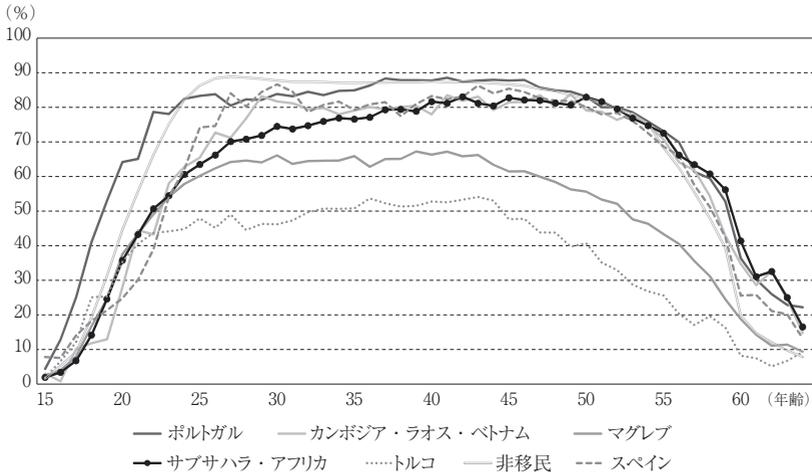
サブサハラ・アフリカ出身者のなかでも移住時期の早いサヘル移民では、男性単身労働者が家族統合で妻を呼び寄せるのが、典型的な移住スタイルであった。たとえば、マリのカイ地方 (Kayes) の中心都市カイで最も多くの移住者を出している地区の女性160名への調査では、移住理由のほとんどが家族統合であった (Konaté 2010)。内訳は64.4%が家族統合、13.8%が学業の継続、6.3%が親族訪問などの社会的理由であり、職探し、商売などの経済的理由を挙げた人は8.3%のみであったという。160名のうち外国への移住は101名で、フランスが43名と最も多く、主要な移住先であることがわかる<sup>33)</sup>。

## 2-2 サヘル出身女性のフランス生活と就労

サヘル出身女性たちが家族統合を理由に移住したとしても、フランス生活を続けるなかで家庭生活のみを営むとはかぎらない。図6-4のようにサブサハラ・アフリカ出身女性の就業率は、非移民や南欧出身者ほど高くないものの、20代後半～50代前半では70%を越え、高くても60%台のマグレブ諸国や50%前後に留まるトルコ出身者よりも高い。このサブサハラ・アフリカ出

33) Konaté (2010) による2009年のカイでの調査では、125世帯の世帯主への聞き取りから160名の女性移住者が特定された。フランスに次ぐ移住先は順に西アフリカ地域内22名、マグレブ諸国13名、中央アフリカ8名、スペインおよびイタリア7名、北米5名、南・東アフリカとアジアが各1名である。

図6-4 年齢と出身地域による移民女性の就業率



(出所) INSEE “Enquêtes annuelles de recensement de la population de 2004 à 2007” をもとに筆者作成。

(注) フランス本土，15～64歳女性。

身女性の就業率の高さは、送出社会においても夫がつねに家族の生活の面倒をみず、女性は自分と子どもの必要を満たすために経済活動をする習慣が影響していると考えられる（小川 1996）。筆者が2001年から行った調査でも、パリ市内外に居住するソニンケ人女性の多くは、フランス生活の長期化とともに女性の就業率の高さなど受入社会の事情を知り、「何もせず家にいる」女性は批判されるようになっていた。また高騰する生活費や、夫が家族の衣食住の面倒をみない現実直面し、経済的な必要性からも働きに出るようになっていた（園部 2014）<sup>34</sup>。

34) とくにパリ市では高騰する家賃や生活費の観点から共働きが推奨され、後述のように移住女性を介護や家事、育児などのケアワーカーとすべく職業訓練を整備し、就業率を上げる政策がとられている。また父親が子どもの衣服費や、妻と子どもの一時帰国の旅費を払わないなどの事例も多く、女性たちは働く必要性に迫られていた。自ら働いて20年ぶりに一時帰国を果たした女性もいた。

ところが後述のようにサヘル移民の出身国セネガル、マリでは女性の識字率が高くはなく、とくに農村部の成人女性のほとんどは就学経験がまったくない。パリに住む女性たちは10代半ばで結婚し、一言もフランス語を話せないまま<sup>35)</sup> 夫に連れられて渡航した経験を語っている。入国後、移住者向けの識字教室に通う人もいるが、市民団体が開設している教室がほとんどで、十分な席数が確保されていない。義務でもない家事や子育てを担う女性が通い続けることは難しく、フランス入国後に日常会話程度のフランス語を話せるようになっても、読み書きはできないという女性が多い。

この女性たちが従事していたのは、ホテルの部屋清掃や派遣による企業、商店などの清掃業である<sup>36)</sup>。清掃業は早朝や夜間の業務が多く、多くの女性が夫と相談して許可を得て就労していた。出身社会の農村に残る親族からは、移住先の都会で女性が早朝や夜間に行く務めは売春なのではと疑われることもあり、当初は容易に受け入れられなかったという。サヘル出身の女性は、このような出身社会の規範とのあいだで折衝を続けながら、移住先社会の規範を受け入れて仕事をするようになっていく。

他方で、母国で就学歴が少しでもあり書類作成程度の読み書きができる人は、障害者や高齢者の介護・家事支援や保育などのケアサービスの職業訓練を勧められ、就労している人もいた<sup>37)</sup>。ケアサービスに従事するにはフランス語の読み書き能力が求められるため、アルジェリアなどマグレブ諸国やコートジボワールなどサヘル以南出身の女性が多く、サヘル地域出身の女性

35) サブサハラ・アフリカの旧フランス植民地諸国ではフランス語が公用語のひとつとなっているが、日常生活では自民族の言語を用いることが一般的である。そのため、就学歴のない女性の多い農村部では、フランス語を理解できる人の方が少ない。

36) なかには大学・大学院修了程度の学歴のある人でも、フランスで最初に就いた仕事はホテルの清掃担当だったという人もいた。

37) とくに2000年代半ば以降、フランスでは高齢化とともに不足するケアサービス労働の担い手として移住女性が政策的に位置づけられ、職業訓練が整備されている（園部2012a）。

は少ない<sup>38)</sup>。出身国で就学歴のない人が成人後に移住先で読み書きを修得することは難しく、識字能力を必要とする職に就くにはハードルがあることがわかる。

フランスに定住して子どもも就学し、仕事を始めた女性たちのなかには、同じ村出身者で市民団体を結成してお金を積み立て、村の女性グループに脱穀機を贈ったり、民芸品を売り歩いて小学校の建設に尽力したりする人もいる。これらの移民第1世代の女性は、1980年代以降に入国し、10年間の滞在許可証を一度か二度更新してきた人がほとんどである。第1節第2項でみたように、1990年代には、彼女たちの初めての滞在許可証更新時期を見計らったように一夫多妻婚が移民規制の標的となり、滞在の地位が不安定化する女性も出てきた。だが、子ども世代は将来もフランスで生きることが決定的であるため、女性たちも親としてフランスでの生活を望み、将来を見すえてフランス国籍を取得する人もいる。このような女性たちの意向は、男性が村落社会における地位を移住先でも維持し、退職後は出身国への帰国を考える傾向とは異なっている。調査中には、実際に夫がフランスで停年退職して帰国することになったために離婚を選択し、子どもを養うために清掃の仕事を見つけて働き始めた女性もいた。

このように1990年代までのサヘル地域からの女性の移動は、おもに家族統合によった。1990年代には家族の定住とともに、集団としてのサブサハラ・アフリカ出身者の存在が議論の争点になっていく。その結果、一夫多妻婚が法的に規制されるなど、家族としての女性の滞在の地位は不安定化した。続

---

38) ケアサービス労働についての筆者による調査でアフリカ大陸出身の19名の介護・保育労働者に聞き取りを行ったなかで、サヘル地域出身者ではマリ出身者(30代)1名、セネガル出身者が2名(30代と50代)、そのほかにコートジボワール出身者4名、アルジェリア出身者6名などであった。19名中、出身国で就学歴がなかったのはマリ出身者に加えコモロ出身者(40代)、アルジェリア出身者(50代)である。マリ出身者はフランスで識字教室に5年ほど通って読み書きを修得していた。近年急増しているコートジボワール人女性の介護・家事労働者のネットワークについてはIbos(2012)を参照。

く1990年代後半以降は、サブサハラ・アフリカ女性の出身地、入国方法ともに多様化し、新たな段階に入る。以下、その傾向を出身社会における地位の変容とともに検討する。

### 2-3 女性の地位の変容と単身移住

サブサハラ・アフリカからヨーロッパへの移住の流れは1960年代から「女性化」が進み、女性の移住形態も多様化した。表6-2は、フランスの各移住者集団に占める女性の割合と、家族統合以外の動機で単身移住した人の割合を表している。表6-3は表6-2の単身移住女性をさらにタイプ別に分類したものである。アフリカのサヘル地域出身者では女性の割合は約50%で、うち単身移住者は33%、内訳は独身者29%、夫に先立って移住した「パイオニア」が4%である。それに対してギニア湾岸および中央アフリカ諸国（コートジボワール、カメルーン、コンゴ民主共和国）出身者は、単身移住の女性の割合が最も高い集団で、女性の割合が57%、うち53%が単身で入国、独身者47%、「パイオニア」6%である。

表6-2 フランスにおける出身地域別の女性の割合と単身者の割合 (%)

	女性の割合	単身移住の割合
アルジェリア	53	32
モロッコ・チュニジア	48	26
サヘル地域アフリカ	50	33
ギニア・中央アフリカ	57	53
東南アジア	53	46
トルコ	46	19
ポルトガル	51	32
スペイン・イタリア	55	32
その他のEU27カ国	65	37
その他	55	38

(出所) INED-INSEE “Enquête Trajectoires et Origines” をもとに筆者作成。

表6-3 フランスにおける出身地域別の単身移住女性の移住タイプ  
(%)

	独身者	パイオニア	単身移住の合計
アルジェリア	30	3	32
モロッコ・チュニジア	24	2	26
サヘル地域アフリカ	29	4	33
ギニア・中央アフリカ	47	6	53
東南アジア	39	7	46
トルコ	16	4	19
ポルトガル	22	10	32
スペイン・イタリア	30	2	32
その他のEU27カ国	30	6	37
その他	31	7	38
全体	30	5	35

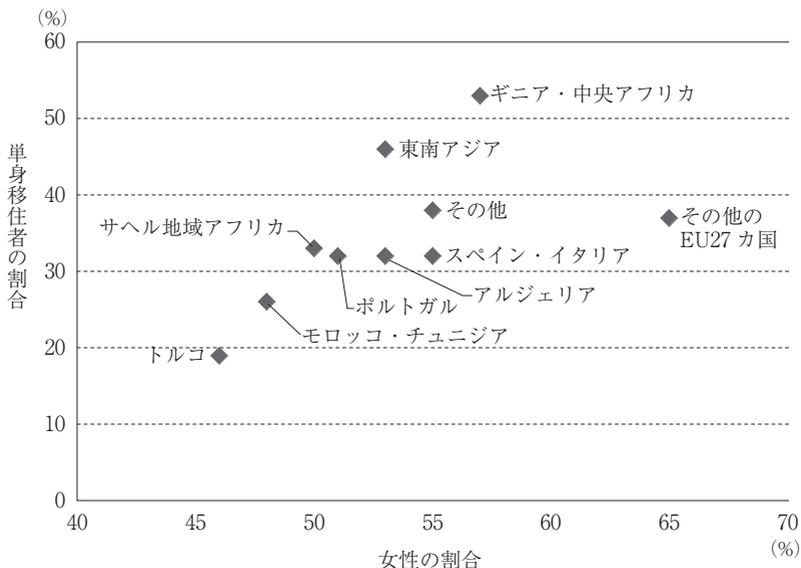
(出所) INED-INSEE “Enquête Trajectoires et Origines” をもとに筆者作成。

図6-5は表6-2を図式化したもので、サヘル地域出身者は女性の割合、単身移住女性の割合ともに、アルジェリアや南欧諸国とほぼ同水準の30%台である。それに対して、ギニア湾岸や中央アフリカ諸国出身女性では、単身移住の割合が53%であり、ほかの移民集団と比べても抜きんでて高い。このように、「サブサハラ・アフリカ出身女性」といってもその実態は均一ではなく、出身地域により女性の移住形態も異なることがわかる。

移住が多様化した理由は、出身国における女性の地位の多様化、同じ国でも移住する人の出身地域が変化したことなどによる。また、女性が国境を越えて移動するとき、誰が移住を決定するのかも検討に値する。女性は必ずしも自分自身で決断を下しているとはかぎらず、単身移住も夫や家族の決定に従ってなされることもある。

女性の移住の多様化は、送出国において伝統的なジェンダー規範が変化した結果であるという分析もある。たとえばNoblecourt (2014)は、単身で移住する女性の増加は、1970年代以降の西アフリカにおける経済・社会変動により、伝統的な共同体による相互扶助システムが崩壊した結果、とくに都市

図6-5 単身で移住した女性の割合



(出所) INED-INSEE “Enquête Trajectoires et Origines” をもとに筆者作成。

部において個人主義が広まったことが原因であると分析する。つまり家族や社会の厳しい規範からの解放を求めて、また学位取得者はよりよい就労機会を求めて、女性も男性のように単身で移住するようになっているということである。

TeO 調査によると、フランスに移住したカメルーンやコンゴ民主共和国出身の女性はほとんどが学位取得者で、留学生も含まれると考えられるのに対して、マリ、セネガル出身の女性の多くが学位のないまま入国している (Noblecourt 2014)。ギニア湾岸や中央アフリカ諸国とサヘル諸国出身女性の学歴の差は、出身国における女性の就学機会の差による。たとえば「ミレニアム開発目標」(Millennium Development Goals: MDGs) 前後では、15歳以上の女性の識字率は、カメルーンでは2000年に68.4% (2010年71.3%)、コンゴ民主共和国では2001年に67.2% (2016年77.0%)、セネガルでは2002年に39.3% (2013年42.8%)、マリでは1998年に19.0% (2015年33.1%) となっている。

2000年頃にすでにギニア湾岸諸国とサヘル諸国で大きな差があり、MDGs終了後も、後者の識字率は前者のMDGs開始時期の水準にも達していないことがわかる<sup>39)</sup>。

また先述のMAFE Project調査などから1995年前後のセネガル、コンゴ民主共和国の各首都ダカール、キンシャサからフランスへの女性の移住を比較分析したVause et Toma (2015)は、1990年代以降の政治・経済危機が、コンゴでは世帯内のジェンダー規範に大きな影響を及ぼしたと指摘している。すなわち男性の失業率の増加とともに世帯内での社会的支配力が弱まり、男性が女性の経済的役割を受け入れざるを得なくなった。それにより世帯内での女性の社会的地位や発言権が増した。それに対してセネガルでは、経済危機の影響により女性の経済的役割は増したものの、男性主導の世帯内構造を変容させるほどではなく、女性の収入はおもに女性自身の消費に当てられている。

こうした分析から、コンゴ人女性の方がセネガル人女性よりも社会的コントロールを緩やかに受けるようになった結果、女性の単身での移住も増加したといえる<sup>40)</sup>。一方でセネガル人女性は、配偶者に伴われて移住する人が多く、女性の「単身」移住でも、意思決定には配偶者など男性がかかわっている場合が大半である。また配偶者以外にも友人などの人間関係が、男性にとって以上に女性にとってのモビリティ、すなわち移動するのかどうかを決める要因となる (Vause et Toma 2015)。

ただし家族統合と単身での移住は、必ずしも明確に区別できるものではない (González-Ferrer 2011; Kanaiaupuni 2000; Vause et Toma 2015)。先述のように、家族統合で移住した女性でも移住先で仕事を見つける可能性があるなど、どのような入国資格で移住したかは、移住動機そのものを意味するとは

---

39) World Data Bank (<http://databank.banquemondiale.org/data/home>, 2018年10月21日アクセス)。

40) ただしコンゴとセネガルいずれの場合も、単身でフランスに移住する女性は、アフリカ大陸内での単身移住よりは明らかに少ないという分析が示されている。

いえないからである。

以上のように、サブサハラ・アフリカからフランスへの女性の移住は2000年前後から急増し、その移動の目的は多様化した。とくに出身社会における女性の地位が、家族統合か単身移住かなどの移動形態にも影響していることがわかる。そこで以下では、出身社会における女性の地位が移動先の滞在資格にかかわる例として、庇護申請者としての女性の移動について検討する。

### 第3節 2000年代のFGMにもとづく庇護申請

#### 3-1 難民認定におけるジェンダー主流化とFGM

これまでみてきたように、サブサハラ・アフリカ出身女性の移住は、2000年前後からは単身での移住や留学、難民としての出国など、多様化する傾向にある。本章冒頭でみたように、この頃からフランスをはじめヨーロッパでは、サブサハラ・アフリカからの移民流入が脅威と考えられるようになっていたが、同時に難民認定基準におけるジェンダー主流化により、難民としての女性の地位は新たな局面を迎える。

2000年代には、滞在正規化がさらに厳格かつ制限的になり、非正規滞在者はおよそすべての正規化の途を「却下され」、時を同じくしてFGM実施国出身者による庇護申請が増加した。もっとも、移民制限と同時に難民申請が増加することは、しばしば指摘されている。Fassin et Kobelinsky (2012) は、フランスでは一般的に1974年の移民受入停止、1984年の家族統合制限とともに「経済移民」による「偽の」庇護申請が増加したといわれるが、実際は、受入停止以前は労働者として入国許可を得る方が難民認定を受けるより容易であったため、「難民」の一部が労働者として入国していたにすぎないと指摘する。つまり労働移動の制限により、それまで敬遠されていた庇護権が行使されるようになったという。

国連難民高等弁務官事務所 (United Nations High Commissioner for Refugees:

UNHCR) は、EU加盟国のFGM実態レポートにおいて、FGM実施国出身者による庇護申請数は、EU全体では2008年に1万8110人、2011年に1万9565人と2万人前後を記録したと指摘している。表6-4は、そのうち18の主要なFGM実施国出身者による2011年の庇護申請数である。とくに2008~2011年に主要受入国においては20%以上も増加しており、そのなかでもとりわけ多かった国はベルギー、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、スウェーデン、英国である (UNHCR 2013)。表にはないが、ナイジェリア出身者の申請先は大半がイタリア、英国およびフランスであり、ソマリアおよびエリトリア出身者の主要申請先はスウェーデンである。他方でギニアやコートジボ

表6-4 FGM実施国の女性による庇護申請数 (2011年)

	国名	庇護申請女性数 (人)	割合 (%)
1	ナイジェリア	3835	21.19
2	ソマリア	3340	18.45
3	エリトリア	2215	12.24
4	ギニア	1965	10.86
5	コートジボワール	955	5.28
6	エチオピア	685	3.78
7	コンゴ民主共和国	520	2.87
8	マリ	515	2.85
9	カメルーン	495	2.73
10	ガーナ	435	2.4
11	スーダン	375	2.07
12	エジプト	350	1.93
13	ウガンダ	330	1.82
14	ガンビア	305	1.69
15	ケニア	300	1.66
16	セネガル	265	1.46
17	シエラレオネ	250	1.38
18	モーリタニア	240	1.33
	合計	17375	

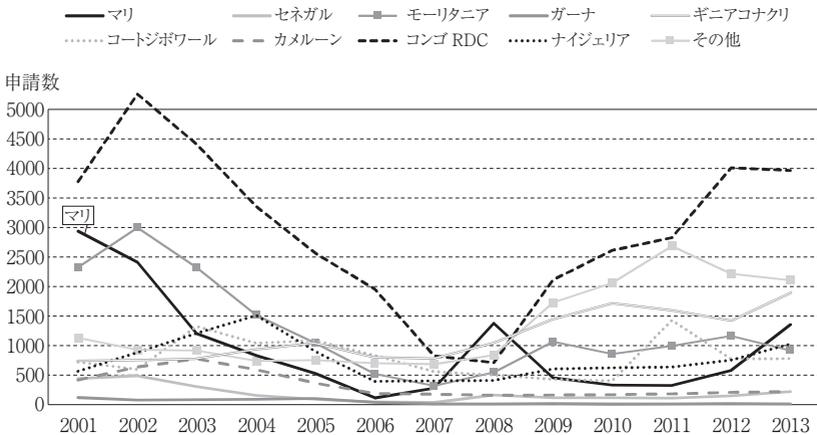
(出所) UNHCR (2013)をもとに筆者作成。

ワール出身者は多数がベルギーとフランスに、マリ出身者の大半がフランスに庇護申請を提出している（UNHCR 2013）<sup>41)</sup>。

また図6-6は、フランスの庇護申請者数についての統計から、表6-4のFGM実施国出身者を抽出したものである。庇護申請者数は全体的に2000年代前半に減少傾向で2007年に最も少なくなり、その後2010年代にかけて上昇を続けた。とくに庇護申請者数が2000年代で最も少なかった2007年から2008年にかけて、紛争などがなかったにもかかわらずマリ出身者による申請が急増し、申請数の最も多い国籍になっている点が注目できる。

EU加盟国では理由別の庇護申請数のデータがないため、FGM実施国出身の女性による庇護申請の理由は明らかではない。増加する庇護申請数は、これらの国出身の女性は何らかの理由で公式の移住／入国ルートを選択できなかったか、あるいは選択しなかったことを示している。FGMが移住の動機

図6-6 フランスにおける国籍別の庇護申請者数（新規申請のみ）



(出所) OFPRA (various years)をもとに筆者作成。

(注) 本章で検討するサヘル地域、ギニア湾岸と中央アフリカのおもな国を抽出し、それ以外の国については「その他」にまとめた。

41) フランス、イタリア、英国、ベルギー、ドイツ、アイルランド、ハンガリーは、国内機関によるFGM関連統計が2007年以降に出されている（EIGE 2013）。

であったかはデータからはわからないが、受入国において滞在資格を得る方法のひとつに、FGMを理由とする庇護申請があるといえる。

マリをはじめ、FGM実施国出身者による庇護申請者数が増加した背景として、園部（2017; 2018）で述べたように、1970年代後半以降の難民認定の基準における「ジェンダー主流化」の流れと国際社会でのFGMを含めたGBVへの関心の高まり、そしてフランスをはじめとする受入国での移民女性や支援団体による草の根の活動が目に見える。

1951年の「難民の地位に関する国際条約」（以下、難民条約）による難民認定基準は、難民の定義として人種、宗教、国籍、政治的意見や「特定の社会的集団への帰属」といった差別の背景を定めていた。しかし当時は性別、ジェンダー、セクシュアリティなどは「特定の社会的集団」の基準と見なされていなかった。ジェンダーにもとづく迫害は家族や武装集団、社会的規範を守ろうとするコミュニティの成員などによるものが多く、そうした非国家的主体による迫害を難民認定の基準として認めていない国もあった（France Terre d'asile 2011; Martin 2011）。

1976～1981年の国連女性年のあいだ、1979年に国連総会で女性難民に対する決議が採択され、1995年の北京国際女性会議などを経て、難民女性に対する特別な保護が議論になる。1980年代にはUNHCRが、居住地や民族の社会的規範から逸脱したために過酷または非人道的な取り扱いを受ける女性の申請者を、難民条約に定める迫害理由のひとつである「特定の社会的集団の構成員であること」と見なす解釈を各国に対して要請する（長島2007）。UNHCRは1991年には「難民女性の保護についてのガイドライン」を発表し、以後、難民認定において「ジェンダー主流化」路線をとるようになる（Arbel, Dauvergne and Millbank 2014）。それに続き1993年のカナダに始まり、アメリカ、オーストラリアなど、各国で難民認定のためのジェンダー・ガイドラインが策定される（Sadway 2009）。

GBVとしてのFGMへの関心と対応は、2000年代に具体化されている。2002年にUNHCRが発表した各国家が庇護申請の審査に際して「ジェン

ダー・センシティブな判断を下すため」のふたつのガイドラインでは、FGMが性暴力や家庭内暴力とともに、GBVを理由とする庇護申請の例として挙げられている（UNHCR 2002; Martin 2011）。また、FGM実施諸国からの移住者の増加とともに、ヨーロッパにおいてもFGMが実施されていることが明らかになった<sup>42)</sup>。EUは1999年を「女性に対する暴力反対年」と位置づけたが、対策は加盟国に委ねられていた（Powell et al. 2004）。欧州議会ではGBVとしてのFGMについてレポートと決議<sup>43)</sup>を採択し、2009年決議では国内法の整備を加盟国に要請した。同年UNHCRがEUに向けた「FGMにもとづく庇護申請についてのガイダンス」では、FGMを受けるリスクのある女性と少女は、「特定の社会的集団」の構成員としてのみならず、政治的意見や宗教的な理由による難民対象者としても広く各国に認められつつあるとした（UNHCR 2009）。このような流れを受け、2000年代にはスペイン、ドイツ、オーストリア、ベルギー、スイスがFGMや性暴力、強制結婚、DVを含む迫害について、女性を「特定の社会的集団」として認めるようになっていく（Foster 2014）。

また、欧州評議会（Conseil de l'Europe）による「女性に対する暴力の予防と闘いについてのイスタンブール協定」でも、難民条約のジェンダー・センシティブな解釈が関係国に求められている（Conseil de l'Europe 2015）<sup>44)</sup>。協定ではUNHCR文書を参照し、FGMは「特定の社会的集団への帰属」による庇護申請として、また娘のFGMに反対する両親による庇護申請は政治的意見による庇護申請として見なすよう<sup>45)</sup>、例示されている（UNHCR 2009）。こ

42) たとえば、2009年時点でフランス在住者のうちFGMをすでに受けている人は、推計5万3000人に上る（Andro, Lesclingand et Pourette 2009）。

43) 2001年、2006年、2009年および2014年の4決議。

44) 第31パラグラフに「FGMは迫害に相当する重大な損害を与えるものであることが多数の法廷で認められており、これが少女にのみ及ぼされることから、子どもに対する特別な迫害と見なすことができる」と記されている。

45) 他方でFGMが宗教的実践と考えられている国や地域の場合、女性や少女が自分や子のFGMを拒むことで、その宗教の解釈に従った行動をとらないと見なされる事例には、宗教にもとづく迫害の十分な根拠があると主張できると明記されている。

のようなGBVとしてのFGMへの関心は、2012年に国連総会による「FGM廃絶のための世界的行動の強化」決議に帰結している<sup>46)</sup>。

EUでは、FGMを受けたかそのリスクのある庇護申請者への加盟国の対応を「ヨーロッパ共通難民レジーム」(RAEC)において統一するため、2013年に一連の法体系を発表した(End FGM 2016)。その結果、FGMを理由とする庇護申請者には難民認定が与えられることになった。被害を受ける恐れのある少女だけではなく、娘へのFGMを拒否することで迫害を受ける恐れのある、FGMの犠牲者である親にも国際条約にもとづく難民資格を認める点が、特筆に値する。EUでは加盟国内に居住するFGM実施国出身者を「アンバサダー」に任命し、欧州議会議員に対して啓発活動も行っている<sup>47)</sup>。

一方、FGM実施国からの庇護申請者の最大の受入先フランスでは、ほかのEU加盟国に先駆けてFGMを逃れる少女と両親の「特定の社会的集団」への帰属を認める判決が出されたものの、ジェンダー・ガイドラインは策定されていないなど制度上の課題がみられる<sup>48)</sup>。以下のように司法の対応も紆余曲折するなかで、ほかの加盟国に比べて移民・難民をめぐる法にジェンダーが十分に考慮されていないとの批判もふまえ、市民団体への公聴会を経て法改正が行われるなど(Assemblée nationale 2014)、市民社会がジェンダー主流化に大きく貢献してきた。以下で詳しく検討する。

46) Resolution adopted by the General Assembly on 20 December 2012: [on the report of the Third Committee (A/67/450 and Corr.1) ] 67/146. (<http://undocs.org/fr/A/RES/67/146>, 2018年12月29日アクセス)。2012年11月28日「社会、人道および文化委員会」(Social, Humanitarian and Cultural Committee: 第3委員会)による「反FGM決議」(A/67/450 and Corr.1)にもとづく。

47) 「対FGMアンバサダー」C氏への聞き取り(2018年9月19日)。End FGM (FGM廃絶のためのヨーロッパネットワーク)のホームページも参照(<http://www.endfgm.eu/who-we-are/ambassadors/>, 2018年12月13日アクセス)。

48) EUを含む18の国と地域のジェンダー・ガイドラインについてCenter for Gender and Refugee Studies (2014)を参照。

## 3-2 フランス国内問題としてのFGM

2013年2月、フランスで最も早くからFGM廃絶をめざして活動する市民団体、「性器切除廃絶グループ」(Groupe d'abolition des mutilations sexuelles: GAMS)を中心とするネットワーク「性器切除について話そう!」(Excision, parlons-en!)が発足した<sup>49)</sup>。フランスはサブサハラ・アフリカ出身者の定住とともに、ヨーロッパで最も早い時期から国内でFGMに直面してきた<sup>50)</sup>。そのFGM対策<sup>51)</sup>は、移民支援団体と移住女性自身による草の根の活動を抜きに考えることはできない。筆者が調査を続けてきた市民団体の創設者でマリ出身の故T氏も、このネットワークの一端を担ってきた。フランスでは移民の親や一般市民を対象とする啓発活動を行ったり(写真6-1)、出身国では、移民の多い地方でFGM放棄キャンペーンを実施したりと、トランスナショナルな活動を展開してきた。

フランスでは、国内で生まれた移民の娘が親族によりFGMを受けさせられる事件がしばしば起こっている<sup>52)</sup>。政府から独立した国内人権機関である

49) I. Gillette-Faye氏へのインタビューによる(2018年9月14日)。GAMSは1982年にフランス在住のアフリカ出身女性とフランス人女性が設立したFGM廃絶を目的とする市民団体で、フランスで最も古くからFGMに取り組んできた団体のひとつである。氏はFGM専門の社会学者で1990年から代表を務める。Excision, parlons-en!ホームページも参照(<http://www.excisionparlonsen.org/nos-outils/les-evenements/2013-2/>, 2018年10月12日アクセス)。移民支援の市民団体による連携活動ADFEM (Action et droits des femmes exilées et migrantes)も参照(ADFEM 2012)。

50) フランスはブルキナファソとともに、FGMをめぐる裁判が最も多い国である(Gillette-Faye 2018)。ブルキナファソでは禁止法により、近年はFGMの実施が大幅に減少している(<https://www.leconomistedufaso.bf/2016/02/15/journee-internationale-contre-lexcision-la-pratique-a-la-peau-dure/>, 2018年10月12日閲覧)。

51) フランスではFGMの再建手術にも社会保険が適用される。サン・ドニ市でギニア出身者を多く受け入れていた内科医らが再建手術の啓発団体と、庇護申請中の女性支援の市民団体「SOS Africaines en danger!」を立ち上げて支援活動を行っている(D. Merian氏への聞き取り, 2018年9月11日)。

52) たとえば「C事件」では、1983年に複数の少女が切除を受けさせられ、1999年に26名の関係者が刑法により処分を受けた(GAMSホームページ, 2017年3月25日アクセス)。フランスの刑法はFGMの実施を犯罪としては扱っていないものの、切除は暴力と見なされて一般刑法が適用され、懲役10年または15万ユーロの罰金刑の対象と

写真6-1 国際女性デーのFGM啓発集会で発言するT氏（右端）



(出所) 2011年3月11日、筆者撮影。

「フランス国立人権委員会」(Commission nationale consultative des droits de l'homme: CNCNDH) は、FGM対策と犠牲者保護を政府に求める1988年の意見や、2000年代の底護申請増加を受けた意見などを出している (CNCNDH 2013)。2015年には「フランス女性・男性平等推進高等審議会」(Haut conseil à l'égalité entre les femmes et les hommes: HCEfh) もFGM廃絶を呼びかけるコミュニケを発表している<sup>53)</sup>。ここで詳述する紙幅はないが、パリ市<sup>54)</sup>や周辺自治体など地域レベルでの取り組みも報告されている (Préfet de la region d'Ile-de-France

---

なる (UEFGM and excision parlons-en ! 2017)。2005年にも複数の娘にFGMを受けさせた夫婦が起訴されている。詳細は園部 (2017) を参照。

53) 「第13回FGM寛容ゼロ国際デー」によせたコミュニケ。

54) パリ市では「女性・男性平等監視局」(L'Observatoire de l'égalité femmes/hommes de la Ville de Paris) が「母子保健センター」(Protection maternelle et infantile: PMI) や医師らとともにFGMへの対応についてシンポジウムを開催するなど、サブサハラ・アフリカ出身者を多く受け入れる自治体として対応を強化している (責任者C. Guillemaut氏への聞き取り, 2012年2月24日)。

2011)。

フランスの難民認定審査は、「フランス難民及び無国籍者保護局」(Office française de protection des réfugiés et apatrides: OFPRA) が担当する。OFPRA 決定に対する異議申し立ては、「国家庇護権裁判所」(La Cour nationale du droit d'asile: CNDA) に対して提出できる。FGMと庇護申請をめぐる最初の法的判断は、CNDAによる2001年の「シソコ判決」(CRR, SR, 7 décembre 2001, 361050 et 373077, M et Mme SISSOKO) である (Le Pors 2005; OFPRA 2007)。この判決は、出身村で娘へのFGMに反対して村民から暴行を受け、国を逃れたマリ人夫婦に対して、難民条約にもとづいてFGMを「非人道的あるいは品位を貶める扱い」と認め、「特定の社会的集団への帰属」を理由とする迫害と認定してOFPRA決定を覆し、難民として認定した。以後、「シソコ判決」はFGMを理由とする難民認定の法的基準となる。

ところがその後FGMを理由とする庇護申請が急増するなかで、フランスの難民認定基準は却下、限定的な保護と難民認定のあいだで二転三転することになる。

### 3-3 移住女性らによる申請支援と難民認定基準の変遷

2007年からFGMを理由とする庇護申請が急激に増加した (OFPRA 2007; 2008a) 背景には、当時のサンバピエをめぐる状況に加え、移住女性や市民団体による支援があった。フランスでは、古くは戦前・戦中の難民・無国籍者支援に端を発する多数の移民・難民支援市民団体が、政策を監視し外国人住民を支えるアクターとして、公的空間を形成している (D'Halluin-Mabilot 2012)。これらの市民団体は、外国人の権利擁護にとどまらず、政府に働きかけ、外国人保護の方向に法制度を向かわせるよう交渉する。第1節第2項で述べたように、度重なる法改正は、CNCNDHやHCEfhなどの人権擁護機関や多数の市民団体と政府との折衝の積み重ねの上に成立している。

2000年代に入っても、非正規滞在者と外国人・難民についての法をめぐる攻防は続いてきた。たとえば2004年以降、非正規滞在の子の強制退去への抗

議運動から全国ネットワークが結成された (Cournil 2008)<sup>55)</sup>。当時サルコジ内相は、義務教育就学中の児童の養育や就労を条件に「限定的な滞在正規化方針」を打ち出したが<sup>56)</sup>、3万人以上の申請に対して正規化数は7000人程度に留まった。労働条件による正規化も、社会的な抗議にもかかわらず (AS-PLAN 2010)、正規化数はわずかであった<sup>57)</sup>。

他方で1980年代から難民認定の割合も減少し続けた結果、2003～2007年だけで約17万人が非正規滞在に陥ったという指摘もある (Fassin 2010)。2006年の法改正では、1997年「シュベヌマン通達」により再開された長期在住による正規化措置<sup>58)</sup>の廃止が検討されていたため、滞在正規化の途は閉ざされる可能性があった (Uni-e-s contre une immigration jetable 2006)<sup>59)</sup>。

正規化の手段が閉ざされるならば、「却下された」人々の救済方法を模索するのが、移民支援団体の役割である。当時、GAMS代表で社会学者のI. Gillette-Faye氏らは、フランス社会のFGMへの関心の低さに危機感を抱いていたこともあり<sup>60)</sup>、FGMを理由とする庇護申請により女性が安定した法的地位を得られるよう、支援を拡大した。マリ出身女性T氏による市民団体

55) 「国境なき教育ネットワーク」(Réseau éducation sans frontières: RESF)のホームページ (<http://www.educationsansfrontieres.org/>)も参照。

56) Circulaire n° INTK0600058C du 13 juin 2006 relative aux mesures à prendre à l'endroit des ressortissants étrangers dont le séjour en France est irrégulier et dont au moins un enfant est scolarisé depuis septembre 2005, Bulletin Officiel du ministère de l'intérieur, et de l'aménagement du territoire n° 2006-6 du 15 janvier 2007.

57) この一連の正規化措置は、1990年代までに行われた一斉正規化とは異なり、あくまでも条件付きの「特別措置」であった。そのため支援団体では申請が却下された場合の「リスク」、つまり非正規滞在であることや住所などの個人情報当局に把握され、強制退去の対象になる恐れに警鐘を鳴らしていた (GISTI 2009)。

58) 本章第1節第2項を参照。

59) 2006年7月25日の「サルコジⅡ」法では、10年の滞在をもって無条件に「家族・私的滞在」の滞在許可証を交付される規程は廃止され、人道的かつ特別な事情を考慮して任意で付与されることになった。

60) I. Gillette-Faye氏への聞き取り (2018年9月14日)。氏は1990年代に、カナダやアメリカなどのFGMをめぐる庇護申請についても意見書を執筆した専門家で、シソコー一家裁判に際し、CNDAの前身の「難民再審委員会」(Commission des recours des réfugiés: CRR)の依頼で専門鑑定書を作成していた。

Eにも、2007～2008年にかけて滞在資格をもたないマリ、セネガル、コートジボワール人などによる支援依頼が殺到した<sup>61)</sup>。この人々は、それまで継続的に支援していた定住者の家族ではなく、在仏年数が少ないニューカマーで、氏の活動を口伝てに知ってパリ市内外から集まっていた<sup>62)</sup>。このような市民団体の支援活動の結果、2007年のマリ人の難民認定率は78.4%と、国別で年度の最高値を記録した（園部 2012b; 2017）。

ところがこれらの庇護申請は、「シソコ判決」の家族とは異なり、大半がフランス在住者から提出されていた（OFPPA 2008b）。そのためOFPPAは方針転換し、両親は迫害を恐れる立場にないとして難民認定は却下、娘にのみ「補完的保護」（*protection subsidiaire*: PS）<sup>63)</sup>を認めるようになる。この方針転換により、出身国での迫害を逃れ、フランスへ入国した直後の庇護申請のみが認められるようになった（Sadik, De Bourgoing et Jourdan 2010）。また、夫婦のうち一方に合法的滞在資格があれば娘を保護するには足りるとし、その配偶者であっても入国から1年以上が経過している非合法滞在者は、娘の保護を理由とする庇護申請ができなくなった。

その結果、2008年下半年期以降、OFPPAは成人による庇護申請を大量に却下し、2009年にはその決定に対する多数の異議申し立てがCNDAに提出された（Sadik, De Bourgoing et Jourdan 2010）。CNDAは、FGMの拒否だけでは「特定の社会的集団」への帰属を認めず、娘の難民認定も認められないとした

61) 2007～2008年に市民団体EがFGMを理由とする庇護申請を多数請け負った事例については園部（2012b; 2017）を参照。2015年のT氏の逝去により、市民団体Eは事実上の解散状態になり、支援を受けた人々についての追跡調査は不可能となった。またフランスの移民・難民支援を行う市民団体は、おもに難民申請などの法的支援を行い、住居・職探しなどの社会的支援を行う市民団体との分業が明確なため、法的支援を行う市民団体と難民が連絡を取り続けることは少ない。そのため、2018年に筆者が訪問したいずれの難民支援団体でも、当事者に直接聞き取りを行うことはできなかった。

62) 庇護申請についての情報は、国際通話やSNSを通じて、フランスやヨーロッパ在住者のみならず、ギニアなど出身国の在住者にも流れていると考えられる（I. Gillette-Faye氏への聞き取り、2018年9月14日）。

63) PSは、難民には当てはまらない人に対して一時的な保護のみを認める地位で、2003年以降に定められた（OFPPA 2009b）。

が、OFPRA方針に修正を加え、娘と母親に無条件にPSを認める判断を下した (Forum Réfugiés 2010)<sup>64)</sup>。難民認定ではなくPSによる一時的な保護とする根拠についてCNDAは、2000年代にフランスで生まれた子どもは幼すぎるため、FGMの拒否を自ら表明することができず、「特定の社会的集団」とは認められないという議論を展開していた<sup>65)</sup>。

このように2000年代のフランスの対応には、FGMの拒否を「特定の社会的集団」への帰属とするかどうかを含め、UNHCRのガイドラインの適用に一貫性がなく、難民認定にジェンダーの観点が十分に取り入れられていたとはいえない。

### 3-4 「社会的集団」をめぐる議論と庇護の親密化

2010年代には一転して、「ヨーロッパ共通難民レジーム」(RAEC)によりFGMによる庇護申請者の難民認定が加盟国に義務付けられた結果、フランスの対応は大きく転換される。

OFPRAは迫害理由の真偽を判断するため、庇護申請者の出身国・地域について独自調査を行っている。FGMを理由とする庇護申請の急増を受けて2008年に行われた調査では、マリはFGMの習慣が根強く、娘が帰国した場合に切除を受ける恐れが強いと判断された (OFPRA 2008a)。また2010年には国務院決定により、OFPRAの「安全な出身国リスト」(Liste des pays d'origine sûr) から、マリが女性についてのみ除外される (OFPRA 2010)。これは男性にとっては「安全な出身国」だが女性にとってはそうではないということになり、FGMが庇護の条件として認められたことを示していた<sup>66)</sup>。

64) 難民認定者には10年の滞在許可証、PS認定では1年の滞在許可証が付与される。難民認定はOFPRAまたはCNDAが決定するが、滞在許可証は県庁により付与される。

65) CNDA, 29 juillet 2011 Mlle S. n° 11007301 C+; CNDA, 8 novembre 2011 Mlle J. n° 10002059 C.

66) 「安全な出身国リスト」は2005年の制定後、各国情勢をみて2011年3月および12月、2012年12月、2015年10月に更新されている。2012年に北部地域の独立を求めた紛争およびイスラーム過激派による紛争が起こったことを受けて、マリは同年12月21日にリストから除外されている。

国務院はEU規定およびUNHCRに従い、FGMが社会的規範として広く実施されている国では、これを受けていない若年女性・少女は難民条約に定める「特定の社会的集団」として認めるべきであるとし、フランス生まれの娘に難民の地位を認める決定を下した<sup>67)</sup>。2015年7月にはRAECに則って法改正が行われ<sup>68)</sup>、OFPRAも再度、方針転換し、娘に難民認定を下すようになった(OFPRA 2017)。

しかしながら難民条約は難民をつねに「特定の集団への帰属」により定義するため(Noiriel 1991)、「特定の社会的集団」の定義をめぐる交渉が続けられている。とくにFGMを拒否する若年女性・少女の「特定の社会的集団」としての認定後、集団の定義そのものが限定されつつある<sup>69)</sup>。たとえば2013年にCNDAは、出身国の出身地以外の場所でFGMの脅威にさらされずに生活できる場合、難民として認定されない「国内避難または移住の可能性」(L'asile interne)<sup>70)</sup>に言及している(CNDA 2013)。さらに2014年以降は、実施国内でもFGMが実際に行われている地域や民族への帰属など、「社会的集団」を地理的、社会的に限定して審査が行われている<sup>71)</sup>。

また国務院は両親の地位について、出身国で娘のFGMを拒否することは「社会的集団」への帰属を意味せず、難民条約にもとづく庇護を受けること

67) CNDA, CE Ass. 21 décembre 2012 Mlle F. n°332491 A.

68) Loi n°2015-925 du 29 juillet 2015 relative à la réforme du droit d'asile NOR: INTX1412525L, paru au JORF n°0174 du 30 juillet 2015.

69) La Cimade 全国事務所, 女性担当責任者 V. Husson 氏への聞き取り (2018年9月14日)。

70) L'asile interne または Internal Flight or Relocation Alternative (IFA/IRA) は、庇護申請者が迫害を受けるとする出身国の領土内で、出身村や地域以外の場所に安全にアクセスでき、そこで通常の生活が送れると判断される場合に難民とは認められない可能性のこと (UNHCR 2003)。

71) 同上, および CNDA, CE 30 décembre 2014 Mlle N. C. n° 367428 B を参照。たとえば、「特定の社会的集団」としてギニアとコートジボワール国籍が特定された。また、マリでも北部地方に居住するトゥアレグ人はFGMの習慣がないため、マリ国籍のトゥアレグ人からのFGMを理由とする庇護申請は却下されるようになった。あるいはギニアでは大半の少女が7歳までに切除を受けるため、15歳少女からの庇護申請は認められにくいなどと制限されている。

はできないとしていた<sup>72)</sup>。娘の養育義務があるため、滞在許可証取得の可能性は残されていたものの<sup>73)</sup>、娘だけ残して両親が国外退去になることは「常識外れ」でもある<sup>74)</sup>。2018年9月の改正「コロンブ法」では、PS認定であれば娘と家族に最長4年間の、難民認定であれば娘、家族ともに10年間の滞在許可証が交付されることになった(ADFEM 2018)<sup>75)</sup>。

この間、難民審査と市民団体の役割や「社会的集団」をめぐる前進があったことも指摘されている<sup>76)</sup>。たとえば2013年からは、「特定の社会的集団」の定義にかかわるような事例について、当事者が望めばCNDAおよび国務院に対して「自発的介入」(intervention volontaire)を行う役割が、市民団体に認められるようになった<sup>77)</sup>。また2015年にはOFPRAの新長官P. Briceにより改革が行われ、女性について5つのワーキンググループが設置され、移民支援団体とも積極的に意見交換を行うようになっている。

他方で、FGMからの保護を目的とする難民認定について、Fassin (2013)

72) CNDA, CE Ass. 21 décembre 2012 Mme F. n° 332492 A.

73) 県知事判断により、滞在許可証が付与されることがある。この点について支援団体は、いわゆる「国外退去にはならないが正規滞在の道も開かれない」状態に留まる非正規滞在者を新たに作り出したとして批判していた(Cholet 2013)。

74) La Cimade 全国事務所、女性担当責任者V. Husson氏への聞き取り(2018年9月14日)。

75) Loi n° 2018-778 du 10 septembre 2018 pour une immigration maîtrisée, un droit d'asile effectif et une intégration réussie NOR : INTX1801788L parue dans JORF n°0209 du 11 septembre 2018. PSの場合でも4年の滞在后、最大限の10年許可証の権利を得られる。なおフランスではこのあいだに国籍の申請が可能であり、実際に国籍取得して難民の地位から外れる人が多いことに留意したい。

76) La Cimade 全国事務所、女性担当責任者V. Husson氏への聞き取り(2018年9月14日)。

77) たとえば近年、重要な課題とされる「現代版奴隷」(esclavage moderne)は、フランスでは「社会的集団」として認められていないが、奴隷状態におかれた多数の家事労働者が市民団体の支援を受けている。La Cimadeをはじめ支援団体は、こうした人々の庇護申請をCNDAに提出し、「社会的集団」として認めるよう働きかけを行えるようになった(La Cimade 全国事務所、女性担当責任者V. Husson氏への聞き取り、2018年9月14日)。「反現代奴隷労働委員会」(Comité contre l'esclavage moderne) (<http://www.esclavagemoderne.org/>, 2019年2月2日アクセス)、人身売買についての「女性・都市・若者・スポーツ省」による報告書(Plan d'action national contre la traite des êtres humains)なども参照。

はジェンダーにもとづく迫害は、政治や宗教にもとづく迫害よりも「共感」を呼びやすく、「庇護の親密化」(intimatization of asylum) がみられると指摘する。それを象徴するのが、2015年の法改正でヨーロッパ基準に適合させるために義務化された診断書である<sup>78)</sup>。すなわち難民認定を受けた少女は成人するまで3年毎に医師の診察を受け、「FGMを受けていないことの診断書」を、母親の「FGMを受けていることの診断書」とともに、OFPRAに提出しなければならない<sup>79)</sup>。もし娘がFGMを受ければ難民認定は取り消される。

ヨーロッパ基準で課される診断書による追跡調査は、すでにベルギーなどで実施されている。GAMSベルギー支部の社会学者Dielemanは、診察の義務化や難民認定の事後的な取り消しの可能性は、ほかの理由による難民には求められない条件であり、差別に値すると危惧する(Dieleman 2013)。ベルギー法曹界からは、診察による精神的苦痛、診断書の提出を拒否した場合の法的措置の可能性、また難民審査機関がFGMの「予防」という、一步踏み込んだ任務を負うことになるなどの問題も指摘されている(Dieleman 2013)。

## おわりに

サブサハラ・アフリカ出身女性のフランスへの移住過程からは、送出国・受入国のいずれにおいても社会の変動期に移住し、その原因および結果として、社会的・法的地位の変化があったことがわかる。送出側では、1990年代

78) Loi n° 2015-925 du 29 juillet 2015 relative à la réforme du droit d'asile (1) NOR: INTX1412525L paru dans JORF n°0174 du 30 juillet 2015 page 12977. 法改正に先立ってGAMS代表Gillette-Faye氏その他市民団体関係者への公聴会が開かれた(GISTIホームページを参照<https://www.gisti.org/spip.php?article3030#IIa>, 2019年2月3日アクセス)。

79) 娘はFGMを受けていないこと、また母親は自分がFGMという迫害を被ったことを証明するため。2018年の法改正により、診察を行った指定医がOFPRA所属医に証明書を直接送付し、当事者には証明書のコピーが発行されることになった。

からの政治変動や経済状況の悪化など複数の要因が移住を促進した。受入側においては、戦後の移民集団のなかでは後発であり、さらに男性に続いて家族統合で入国したため、移民規制が強化されるまさにその時代に、女性たちが入国・定住期にあったことがわかる。1990年代からの滞在条件の厳格化により一夫多妻婚が規制され、女性の地位は不安定化した。

滞在資格の厳格化は、そのカテゴリーに当てはまらない非正規滞在者を当然に輩出する。フランスの移民をめぐる法改正は、この「却下された」人々の正規化をめぐる、移民や支援団体と政府との攻防の上に築かれてきたといっても過言ではない。

またサブサハラ・アフリカ出身女性でも、移住年代により集団としての特性は異なり、多様な存在であることもわかる。家族統合での入国はサヘル地域の農村部出身で非識字の女性が多く、滞在の長期化とともに就労しても単純労働に従事する人が多い。一方で1990年代以降はサヘル「以南」出身の単身女性の入国が増加したが、出身社会での地位もサヘル出身者とは異なり、フランスでの地位も多様化する。

他方で1990年代以降にはFGMがGBVの最たる事例と位置づけられ、国際社会で廃絶に向けた動きが主流となった。UNHCRが難民認定基準のジェンダー主流化を明確にするなかで、実施国からの移住者が多いEUもGBVへの対応を加盟国に要請し、のちに「共通難民レジーム」として対応を統一する。フランスはFGM実施諸国からの最大の難民受入国でありながら、ジェンダー主流化路線への対応が遅れて二転三転し、UNHCR基準やEUの「共通難民レジーム」に則って法改正が行われた。

一夫多妻婚においては「抑圧」の標的となったサブサハラ・アフリカ出身女性は、FGMをめぐる議論においては逆に「共感」のまなざしを向けられる。EU「共通難民レジーム」で求められる「FGMを受けていないことの証明書」は、本章冒頭で述べたように、庇護申請者の「証言」の信憑性がますます疑われ、医師の診断書がより信頼性を獲得しつつある「人道の論理」に根ざす「庇護の親密化」の表れである (Fassin 2010; 2013)。それでも正規化

手段が制限されるなかで、FGMからの娘の保護をめざす庇護申請は、当事者の女性や支援団体には好機ととらえられ、「社会的集団」の定義をめぐる交渉が続けられてきた。2000年代のFGMを理由とする庇護申請の増加は、このような活動の成果であったことがわかる。

フランスにおけるFGMを理由とする庇護申請は、2010年代には減少している。また、送出国における移住者や現地市民団体によるFGM廃絶キャンペーンの成果により、切除を受ける少女の数は減少している。ただしブルキナファソなどFGM禁止法が目に見えて成果を挙げる国がある一方で、マリなど禁止法も制定されていない国があるなど、実施国の対応も均一ではない。本章ではその実態までは分析できなかった。またフランスでは、GBVと難民をめぐる議論は人身売買の被害者へと争点が移っているが、その点について検討することも今後の課題となる。

### 〔参考文献〕

#### 〈日本語文献〉

- 稲葉菜々子 2001. 「サンパピエと市民権」三浦信孝編『普遍性か差異か——共和主義の臨界, フランス』藤原書店, 49-72.
- 小川了 1996. 「農村から都市に出てきた女性たちはいかにして生活を防衛するか——セネガルの首都ダカールの場合」和田正平編『アフリカ女性の民族誌——伝統と近代のはざままで』明石書店, 385-423.
- 2015. 『第一次大戦と西アフリカ——フランスに命を捧げた黒人部隊「セネガル歩兵」』刀水書房.
- 小井土彰宏 2017. 「スペイン——新興移民受入国のダイナミズム」小井土彰宏編『移民受入の国際社会学』名古屋大学出版会, 221-254.
- 園部裕子 2009. 「西アフリカの移民『志願者』による越境とEUの共通移民政策——スペイン領セウタ, メリリャ, カナリア諸島をめぐる攻防」『香川大学経済論叢』81(4): 101-121.
- 2012a. 「移住女性と在宅労働における『社会的上昇』の(不)可能性——パリ市と郊外における『職業経験認定制度 (VAE)』の申請支援を事例に」国際移動とジェンダー研究会編『ワークショップ記録集——仏伊独における移住家事・介護労働者——就労実態, 制度, 地位をめぐる交渉』, 31-59.

- 2012b. 「西アフリカ出身女性移住者による地位交渉のジェンダー化——2000年代フランスにおけるFGMを理由とする難民申請の事例から」 第85回日本社会学会大会, 於札幌学院大学, 2012年11月3日.
- 2014. 『フランスの西アフリカ出身移住女性の日常の実践——「社会・文化的仲介」による「自立」と「連帯」の位相』 明石書店.
- 2017. 「フランスの女性移住者による地位交渉のジェンダー化——難民認定基準におけるジェンダー主流化とFGM」 『香川大学経済論叢』 90 (1): 111-137.
- 2018. 「FGMを理由とする難民認定と西アフリカ出身女性——2000年代以降の背景について」 児玉由佳編 『アフリカにおける女性の国際労働移動——調査研究報告書』 アジア経済研究所, 25-38.
- 長島美紀 2007. 「難民保護におけるジェンダーに基づく迫害概念の適用の可能性——日本およびカナダの事例から」 『法政論叢』 44 (1): 66-79.
- 宮脇幸生 2017. 「アフリカにおける難民・ディアスポラのトランスナショナルな活動」 人見泰弘編 『難民問題と人権理念の危機——国民国家体制の矛盾』 明石書店, 202-228.

〈外国語文献〉

- ADFEM (Action et Droits des Femmes Exilées et Migrantes) 2012. Droit d'asile et femmes : quelle situation en France aujourd'hui ? (<http://doubleviolence.free.fr>, 2012年9月11日アクセス).
- 2018. Projet de loi pour une immigration maîtrisée et un droit d'asile effectif: Analyse des dispositions relatives aux femmes étrangères victimes de violence. ADFEM.
- Andro, Armelle, Marie Lesclingand et Dolorès Pourette 2009. *Rapport final: Volet qualitatif du projet Excision et Handicap (ExH): Comment orienter la prévention de l'excision chez les filles et jeunes filles d'origine Africaine vivant en France: Une étude des déterminants sociaux et familiaux du phénomène*. Paris: L'acse.
- Arbel, Efrat, Catherine Dauvergne and Jenni Millbank 2014. *Gender in Refugee Law: From the Margins to the Centre*. London: Routledge.
- ASPLAN 2010. "La grève des sans-papiers au miroir de la précarité." *Plein Droit* 84 (1): 33-36.
- Assemblée nationale 2014. Compte rendu n° 3 Mardi 14 octobre 2014 Séance de 17 heures, Présidence de Mme Catherine Coutelle, Présidente: Assemblée nationale.
- Atelier Parisien d'Urbanisme 2007. *Résorption de l'habitat indigne à Paris : 2002-2007*. Paris: APUR.
- Bâ, Amadou Hampaté 1992. *Amkoullel, l'enfant peul*. Paris: Actes Sud.
- Ballo, Moïse 2009. *Migration au Mali: Profil National 2009*. Geneva: Organisation

- internationale pour les migrations (OIM).
- Beauchemin, Cris 2015. "Migrations entre l'Afrique et l'Europe (MAFE) : Comprendre les migrations au-delà de l'immigration." *Population* 70 (1): 7-12.
- Beauchemin, Cris, Catherine Borrel et Corinne Régnard 2013. "Les immigrés en France : en majorité des femmes." *Population et Sociétés* 502 (7): 1-4.
- Beauchemin, Cris, Bertrand Lhommeau et Patrick Simon 2016. "Histoires migratoires et profils socioéconomiques." Dans *Trajectoires et origines: Enquête sur la diversité des populations en France*. dir. Cris Beauchemin, Christelle Hamel et Patrick Simon. Paris: INED.
- Blin, Simon 2018. "La bataille des scénarios sur l'immigration africaine." *Libération*, 2 octobre.
- Brutel, Chantal 2016. "La localisation géographique des immigrés: Une forte concentration dans l'aire urbaine de Paris." *INSEE Première* (1591) avril.
- Carling, Jørgen 2007. "Unauthorized Migration from Africa to Spain." *International Migration* 45 (4): 3-37.
- Center for Gender and Refugee Studies 2014. *Review of Gender, Child, and LGBTI Asylum Guidelines and Case Law in Foreign Jurisdictions: A Resource for U.S. Attorneys*. San Francisco: CGRS.
- CERC (Connaissance de l'emploi des revenus et des coûts)-Association 1999. *Immigration, emploi et chômage : un état des lieux empirique et théorique*. Paris: CERC.
- Cholet, Guillaume 2013. "Droit d'asile : Le Conseil d'État aux prises avec les mutilations génitales féminines." *Lettre « Actualités Droits-Libertés » du CREDOF*. 18 février 2013.
- Cissé, Madjiguène 1999. *Parole de sans-papiers*. Paris: La dispute.
- CNCDH (Commission nationale consultative des droits de l'homme) 2006. *Etude et propositions sur la polygamie en France: texte adopté en assemblée plénière le 9 mars 2006*.
- 2013. "Avis sur les mutilations sexuelles féminines." adopté par l'assemblée plénière du 28 novembre 2013.
- CNDA (Cours nationale du droit d'asile) 2012. *Contentieux des réfugiés : Jurisprudence du Conseil d'État et de la Cour nationale du droit d'asile. Année 2011*.
- 2013. *Contentieux des réfugiés : Jurisprudence du Conseil d'État et de la Cour nationale du droit d'asile. Année 2012*.
- 2014. *Contentieux des réfugiés : Jurisprudence du Conseil d'État et de la Cour nationale du droit d'asile. Année 2013*.
- 2015. *Contentieux des réfugiés : Jurisprudence du Conseil d'État et de la Cour nationale du droit d'asile. Année 2014*.
- Cohen, Muriel 2014. "Contradictions et exclusions dans la politique de regroupement

- familial en France (1945-1984)." *Annales de démographie historique* 128 (2): 187-213.
- Conseil de l'Europe 2015. *Convention sur la prévention et la lutte contre la violence à l'égard des femmes et la violence domestique*.
- Cournil, Christel 2008. "La circulaire du 13 juin 2006, une régularisation sélective au service d'une politique. À propos de la régularisation des parents d'enfants scolarisés." *Revue de la Recherche Juridique - Droit prospectif* 3 (123): 1495-1516.
- D'Halluin-Mabillot, Estelle 2012. *Les épreuves de l'asile : Associations et réfugiés face aux politiques du soupçon*. Paris: EHESS.
- de Haas, Hein 2008. "The Myth of Invasion: The Inconvenient Realities of African Migration to Europe." *Third World Quarterly* 29 (7): 1305-1322.
- 2010. "Migration and Development: A Theoretical Perspective." *International Migration Review* 44 (1): 227-264.
- Dieleman, Myriam 2013. "Protéger et réprimer : l'excision en Belgique. Genèse et enjeux des dispositions relatives aux mutilations génitales féminines." *Migrations Société* 146 (2): 49-68.
- EIGE (European Institute for Gender Equality) 2013. *Study to Map the Current Situation and Trends of FGM: Country Reports*. Vilnius : EIGE.
- End FGM 2016. "Les MGF dans les Directives Qualification, Procédures et Conditions d'accueil de la politique d'asile européenne: Directives du réseau END FGM pour la société civile." Brussels : End FGM European Network.
- Fassin, Didier 2010. *La raison humanitaire : une histoire morale du temps présent*. Paris: Éditions du Seuil/ Éditions Gallimard.
- 2013. "The Precarious Truth of Asylum." *Public Culture* 25 (1): 39-63.
- Fassin, Didier et Carolina Kobelinsky 2012. "Comment on juge l'asile. L'institution comme agent moral." *Revue française de sociologie* 53 (4): 657-688.
- Ferré, Nathalie 2001. "Quand la polygamie est entrée dans la loi." *Plein Droit* 51 (4): 8-9.
- Flahaux, Marie-Laure, Cris Beauchemin et Bruno Schoumaker 2010. *Partir, revenir: Tendances et facteurs des migrations africaines intra et extra-continentales*. Paris: INED.
- Forum Réfugiés 2010. *L'asile en France et en Europe : état des lieux 2010*. Paris: La Dispute.
- Foster, Michelle 2014. "Why We are Not There Yet: The Particular Challenge of 'Particular Social Group'." In *Gender in Refugee Law: From the Margins to the Centre*, edited by Efrat Arbel, Catherine Dauvergne and Jenni Millbank. London: Routledge.
- France Terre d'asile 2011. *Le droit d'asile au féminin: cadre législatif et pratiques, Une étude de l'observatoire de l'asile et des réfugiés*. Paris: France Terre d'asile.

- Gillette-Faye, Isabelle 2018. "Lutter contre l'excision." *Les Temps Modernes* 698 (2): 20-30.
- GISTI 2002. "1972 – 2002 Les grandes étapes." *Plein Droit* 53-54: 27-36.
- 2009. *L'admission exceptionnelle au séjour par le travail, dite « régularisation par le travail »*. Paris: GISTI.
- Gonin, Patrick et Nathalie Kotlok 2012. "Migrations et pauvreté : essai sur la situation malienne." *CERISCOPE Pauvreté* [en ligne].
- González-Ferrer, Amparo 2011. "Explaining the Labour Performance of Immigrant Women in Spain: The Interplay between Family, Migration and Legal Trajectories." *International Journal of Comparative Sociology* 52 (1-2): 63-78.
- Gosselin, Anne, Annabel Desgrées du Loû, Éva Lelièvre, France Lert, Rosemary Dray-Spira et Nathalie Lydié pour le groupe de l'enquête parcours 2016. "Migrants subsahariens: combien de temps leur faut-il pour s'installer en France?" *Population et Sociétés* (533).
- Héran, François 2018. "L'Europe et le spectre des migrations subsahariennes." *Population et Sociétés* (558).
- Ibos, Caroline 2012. *Qui gardera nos enfants ? : Les nounous et les mères*. Paris: Flammarion.
- Kanaiaupuni, Shawn Malia 2000. "Reframing the Migration Question: An Analysis of Men, Women, and Gender in Mexico." *Social Forces* 78 (4): 1311-1347.
- Kauffmann, Sylvie 2015. "L'exode et le retour : la crise migratoire vue d'Afrique." *Le Monde*. le 11 septembre.
- Konaté, Famagan Oulé 2010. "La migration féminine dans la ville de Kayes au Mali." *Hommes et Migrations* (1286-1287): 62-73.
- Lacroix, Violaine 2001. "L'illusion d'une régularisation." *Plein Droit* (47-48): 22-25.
- Lahlou, Mehdi 2006. "Les causes multiples de l'émigration africaine irrégulière." *Population et Avenir* 676 (1): 4-7.
- Larbiou, Benoît 2008. "L'immigration organisée. Construction et inflexions d'une matrice de politique publique (1910-1930)." *REVUE Asylon(s)* N°4.
- Le Pors, Anicet 2005. *Le Droit d'asile, Que sais-je?* Paris: Presses Universitaires de France.
- Le Programme des Nations Unies pour le Développement 2016. *Rapport sur le développement humain 2016: Le développement humain pour tous*. New York: UNDP.
- Lessault, David et Cris Beauchemin 2009a. "Les migrations d'Afrique subsaharienne en Europe : un essor encore limité." *Population et Sociétés* (452).
- 2009b. "Ni invasion, ni exode. Regards statistiques sur les migrations d'Afrique subsaharienne." *Revue Européenne des Migrations Internationales* 25 (1): 163-194.

- Lessault, David et Marie-Laurence Flahaux 2013. "Regards statistiques sur l'histoire de l'émigration internationale au Sénégal." *Revue européenne des migrations internationales* [en ligne] 29 (4): 59-88.
- Lesselier, Claudie 2003. "Women Migrants and Asylum Seekers in France: Inequality and Dependence." In *Gender and insecurity: Migrant Women in Europe*, edited by Jane Freedman. London : Routledge.
- Martin, Susan 2011. "Refugee and Displaced Women: 60 Years of Progress and Setbacks." *Amsterdam Law Forum* 3 (2): 72-91.
- Noblecourt, Olivier 2014. *L'égalité pour les femmes migrantes*. Paris: Ministère des droits des femmes.
- Noiriel, Gérard 1991. *La Tyrannie du national: Le droit d'asile en Europe (1793-1993)*. Paris: Calmann-Lery.
- OFPPA (Office française de protection des réfugiés et apatrides) 2001. *Rapport d'activités 2001*. Paris: OFPPA.
- 2002. *Rapport d'activités 2002*. Paris: OFPPA.
- 2003. *Rapport d'activités 2003*. Paris: OFPPA.
- 2004. *Rapport d'activités 2004*. Paris: OFPPA.
- 2005. *Rapport d'activités 2005*. Paris: OFPPA.
- 2006. *Rapport d'activités 2006*. Paris: OFPPA.
- 2007. *Rapport d'activités 2007*. Paris: OFPPA.
- 2008a. "Les mutilations génitales féminines au Mali : Mission de l'OFPPA, Bamako - Kayes, 12-18 novembre 2008." Paris: OFPPA.
- 2008b. *Rapport d'activités 2008*. Paris: OFPPA.
- 2009a. *Rapport d'activités 2009*. Paris: OFPPA.
- 2009b. « Textes : La protection subsidiaire ».
- 2010. *Rapport d'activités 2010*. Paris: OFPPA.
- 2011. *Rapport d'activités 2011*. Paris: OFPPA.
- 2012. *Rapport d'activités 2012*. Paris: OFPPA.
- 2013. *Rapport d'activités 2013*. Paris: OFPPA.
- 2017. "Mobilisation de l'Ofpra contre les violences faites aux femmes." 27 Novembre.
- Powell, Richard A., Els Leye, Amanda Jayakody, Faith N. Mwangi-Powell and Linda Morison 2004. "Female Genital Mutilation, Asylum Seekers and Refugees: The Need for an Integrated European Union Agenda." *Health Policy* 70 (2): 151-162.
- Préfet de la région d'Ile-de-France 2011. *Actes de la demi-journée d'information et de sensibilisation : Mutilations sexuelles féminines Sexualité, soins et prévention*. Paris: Préfet de la région d'Ile-de-France.
- Robin, Nelly 1996. *Atlas des migrations ouest-africaines vers l'Europe, 1985-1993*. Paris: Orstom Éditions.

- Rodier, Claire 1998. "Les délices du droit régalién. 1947–1997: 50 ans de régularisations." *Plein Droit* (38) ([gisti.org/doc/plein-droit/38/delices.html#DEBUT\\_PAGE](http://gisti.org/doc/plein-droit/38/delices.html#DEBUT_PAGE), 2019年8月12日アクセス).
- Sadik, Gérard, Suzanne De Bourgoing et Mélanie Jourdan 2010. *Voyage au centre de l'asile: Enquête sur la procédure de détermination d'asile*. Paris: La Cimade.
- Sadoway, Geraldine 2009. "The Gender Factor in Refugee Determination and the Effect of 'Gender Guidelines'." In *Not Born a Refugee Woman: Contesting Identities, Rethinking Practices*, edited by M. Hajdukowski-Ahmed, N. Khanlou and H. Moussa. Brooklyn: Berghahn Books.
- Sammut, Carmel 1976. "L'immigration clandestine en France depuis les circulaires Fontanet, Marcellin et Gorse." In *Les travailleurs étrangers en Europe occidentale. Actes du Colloque organisé par la Commission nationale pour les études et les recherches interethniques, Paris-Sorbonne, du 5 au 7 juin 1974*. Nice: Institut d'études et de recherches interethniques et interculturelles, 379-397.
- Smith, Stéphane 2018. *La ruée vers l'Europe: La jeune Afrique en route pour le Vieux Continent*. Paris: Grasset.
- Thierry, Xavier 2000. "Les entrées d'étrangers en France : évolutions statistiques et bilan de l'opération de régularisation exceptionnelle de 1997." *Population* 55 (3): 567-619.
- 2001. "Les entrées d'étrangers en France de 1994 à 1999." *Population* 56(3): 423-450.
- 2004. "Évolution récente de l'immigration en France et éléments de comparaison avec le Royaume-Uni." *Population* 59 (5): 725-764.
- Timéra, Mahamet 1996. *Les soninké en France: D'une histoire à l'autre*. Paris: Karthala.
- 1997. "L'immigration africaine en France : regards des autres et repli sur soi." *Politique africaine* (10): 41-47.
- UEFGM (United to End Female Genital Mutilation) and excision parlons-en ! 2017. *Focus pays : France*.
- UNHCR (United Nations High Commissioner for Refugees) 2002. *Guidelines on International Protection No. 1: Gender-Related Persecution within the Context of Article 1A (2) of the 1951 Convention and/or Its 1967 Protocol Relating to the Status of Refugees* (HCR/GIP/02/01). Geneva: UNHCR.
- 2003. *Guidelines on International Protection: "Internal Flight or Relocation Alternative" within the Context of Article 1A (2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol Relating to the Status of Refugees*. 23 July (HCR/GIP/03/04). Geneva: UNHCR.
- 2009. *Guidance Note on Refugee Claims Relating to Female Genital Mutilation*. Geneva: UNHCR.
- 2013. *Mutilations génitales féminines et asile dans l'Union européenne: Une analyse*

*statistique*. Geneva: UNHCR.

UNICEF (United Nations Children's Fund) 2013. *Female Genital Mutilation/Cutting: A Statistical Exploration*. New York: UNICEF.

Uni-e-s contre une immigration jetable 2006. *Analyse du projet de loi modifiant le code de l'entrée et du séjour des étrangers et du droit d'asile(CESEDA) 3ème éd.*, 5 juin. ([http://jetable.rezo.net/IMG/pdf/analyse\\_2006-06-05\\_Uni-e-s.pdf](http://jetable.rezo.net/IMG/pdf/analyse_2006-06-05_Uni-e-s.pdf), 2019年2月2日アクセス).

United Nations General Assembly 2012. *Resolution adopted by the General Assembly on 20 December 2012: [on the report of the Third Committee (A/67/450 and Corr.1)] 67/146*. (<http://undocs.org/fr/A/RES/67/146>, 2018年12月29日アクセス).

Vause, Sophie et Sorana Toma 2015. "Peut-on parler de féminisation des flux migratoires du Sénégal et de la République démocratique du Congo?" *Population* 70 (1): 41-67.

〈データベース〉

INED-INSEE 2008. "Enquête Trajectoires et Origines." (<https://teo.site.ined.fr/fr/>, 2019年2月10日アクセス).

INSEE (Institut national de la statistique et des études économiques) "Enquêtes annuelles de recensement de la population de 2004 à 2007." (<https://www.insee.fr/fr/statistiques/1289699>, 2019年2月16日アクセス).

—— "Répartition des étrangers par groupe de nationalités en 2015" (<https://www.insee.fr/fr/statistiques/2381750>).

## [謝辞]

本章の執筆にあたり，2004年以来パリ市内で調査を受け入れて下さった，マリ出身の故T氏の活動に着想を得ました。アフリカの女性の地位向上とFGM廃絶に向けた氏の強い信念とその粘り強い活動から多くの示唆を受け，研究の推進力とさせていただきました。記して感謝申し上げるとともに，氏のご冥福を心からお祈りいたします。